

令和7年度 産業廃棄物処理業者向け講習会

適正処理の基礎知識と 産廃処理の実務に関する講習

東京都環境局
公益財団法人東京都環境公社

<適正処理の基礎知識>

1. 廃棄物の排出状況は？

- 1-1) 産業廃棄物の排出状況
- 1-2) 不法投棄の実態

2. 廃棄物ってなんだろう？

- 2-1) 廃棄物ってなんだろう？
- 2-2) 廃棄物の分類

3. 廃棄物処理法はどのように変わってきたの？

- 3-1) 廃棄物処理法の制定と改正
- 3-2) 不法投棄と法改正
- 3-3) 廃棄物政策はどのように変わってきたの？
- 3-4) 循環型社会形成推進基本法とリサイクル法
- 3-5) トレンドの法案

4. 廃棄物処理と排出事業者責任とは？

- 4-1) 廃棄物処理とは？
- 4-2) 排出事業者責任とは？

5. 法令や条例はどうなってるの？

- 5-1) 法令や条例の体系
- 5-2) 廃棄物処理法の概要とポイント

<産廃処理の実務>

6. 法令で定められている産業廃棄物処理基準とは？

- 6-1) 産業廃棄物の保管と基準
- 6-2) 産業廃棄物の処理と基準

7. 委託とその手続きはどうすればいいの？

- 7-1) 委託処理
- 7-2) 委託契約の手続き

8. マニフェストってなんだろう？

- 8-1) マニフェストの取扱い
- 8-2) マニフェストの流れ
- 8-3) 電子マニフェスト制度
- 8-4) 帳簿の作成・保存

9. 作業時の安全確保や事故時の対応が大切ですよ！

- 9-1) 処理作業時の安全確保
- 9-2) 事故や故障時の対応

10. 東京都及び国の取組み

- 10-1) 東京都の資源循環に係る施策
- 10-2) 東京都資源循環・廃棄物処理計画
- 10-3) 東京都優良性基準適合認定制度
- 10-4) 国の環境配慮契約法
- 10-5) 産業廃棄物処理業の環境に配慮した取組

11. 産業廃棄物処理業の将来に大切なこと



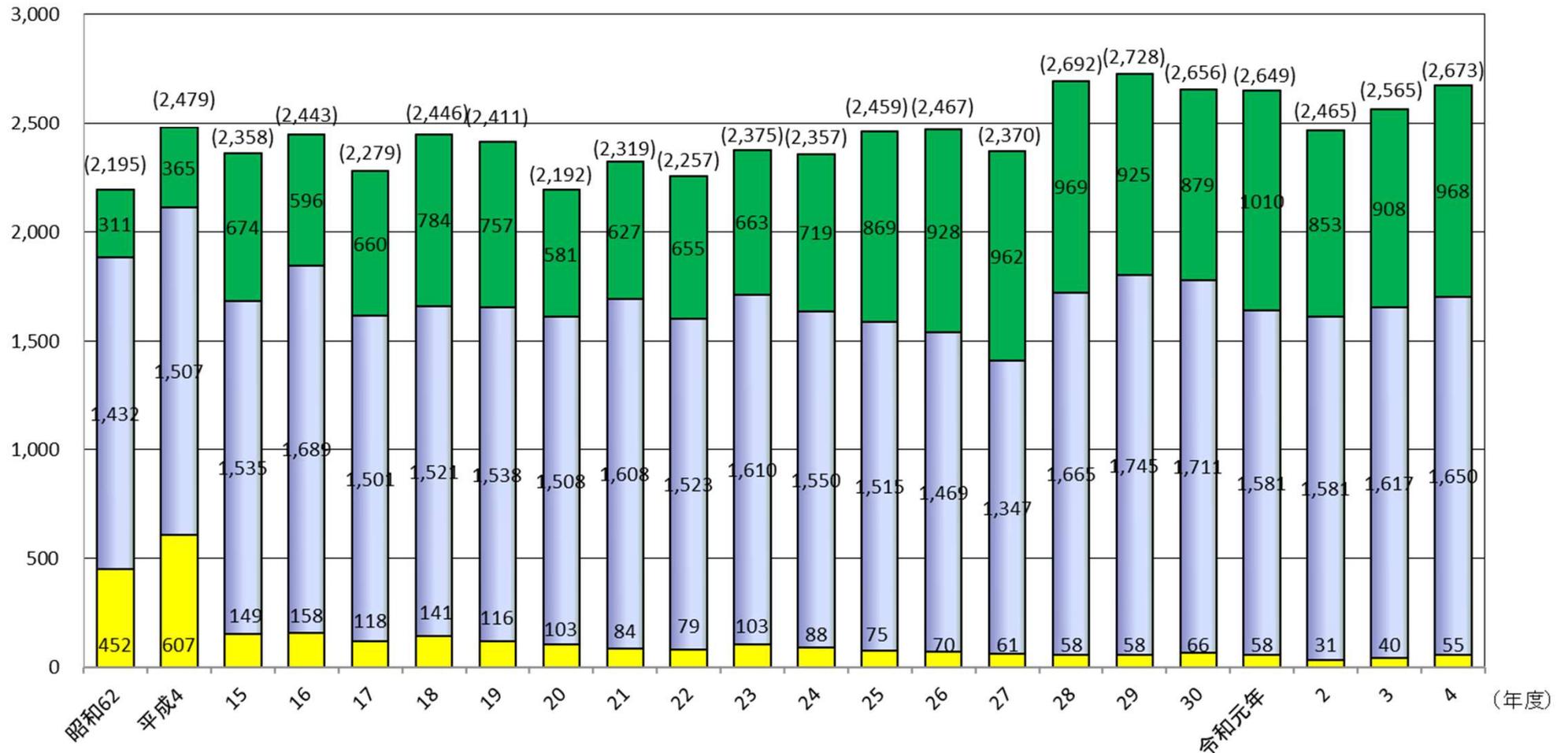
1. 廃棄物の排出状況は？

1-1) 産業廃棄物の排出状況

産業廃棄物排出量の推移（東京都）

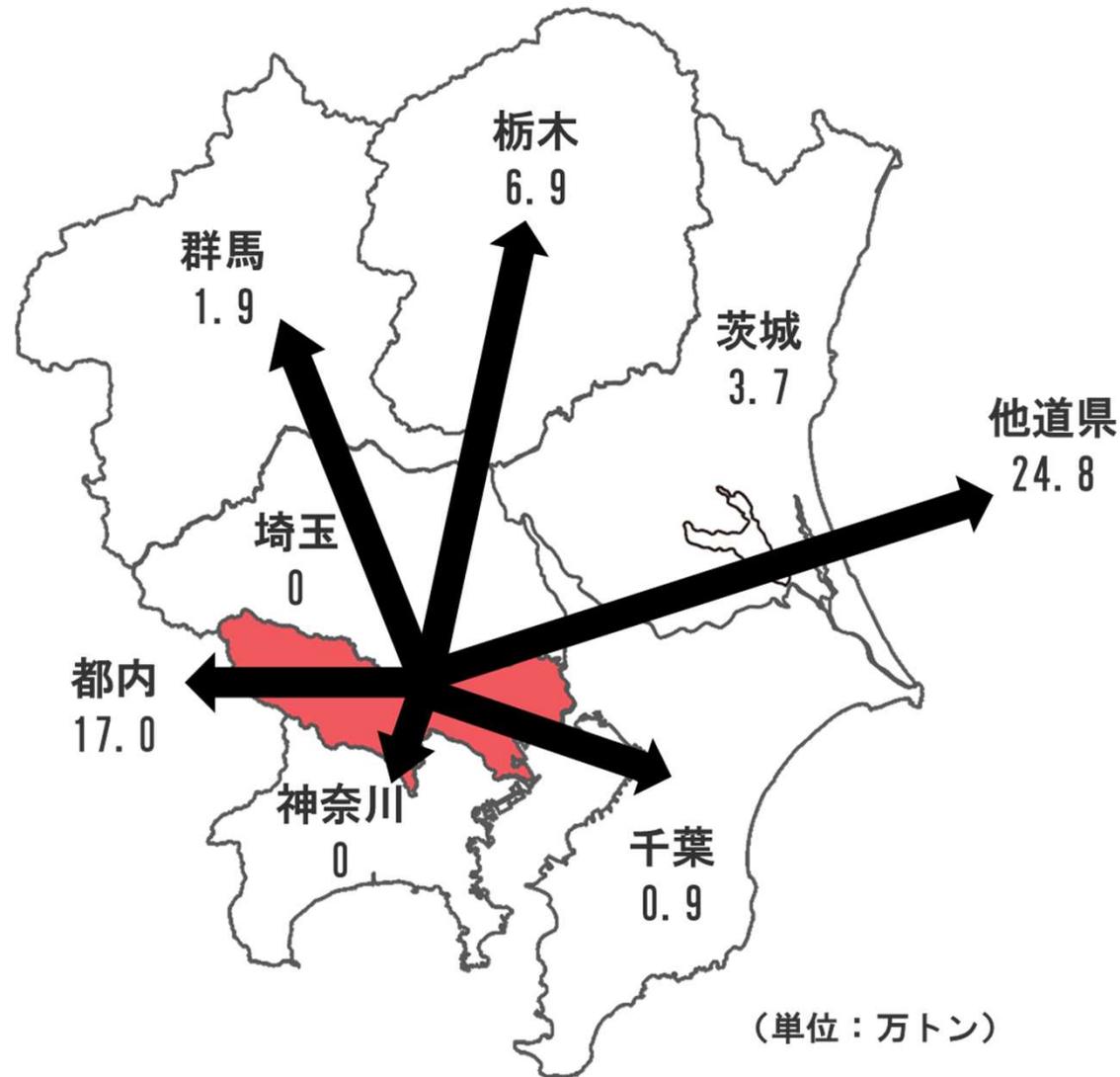
(万トン)

■最終処分量 □減量化量 ■再生利用量 □合計



出典：東京都環境局「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書（令和4年度実績）」（令和6年10月）より作成

産業廃棄物の最終処分の状況



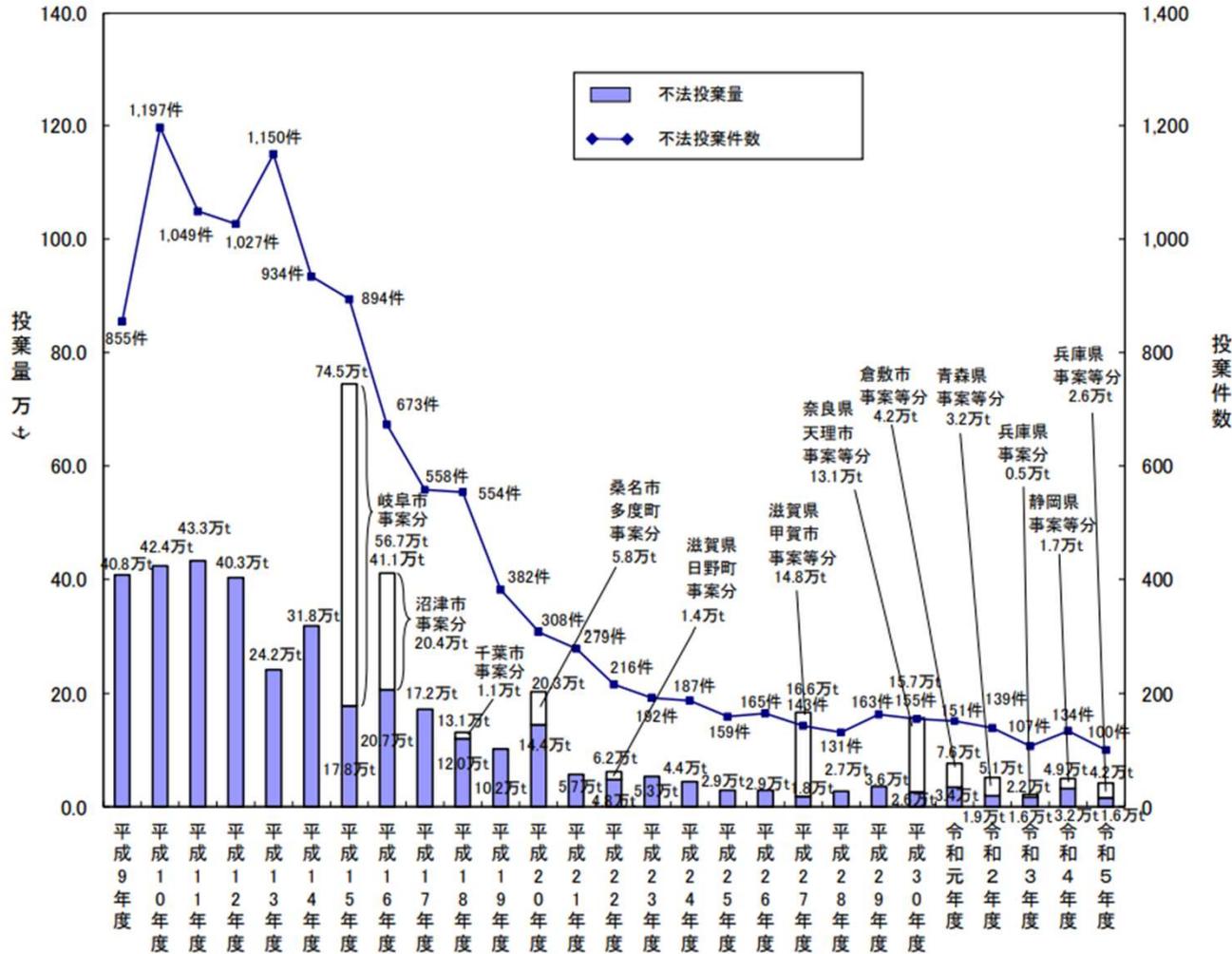
69.2%は東京都以外で
最終処分（埋立）

出典：東京都環境局「東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書（令和4年度実績）」（令和6年10月）より作成



1-2) 不法投棄の実態

不法投棄件数・投棄量の推移（全国）



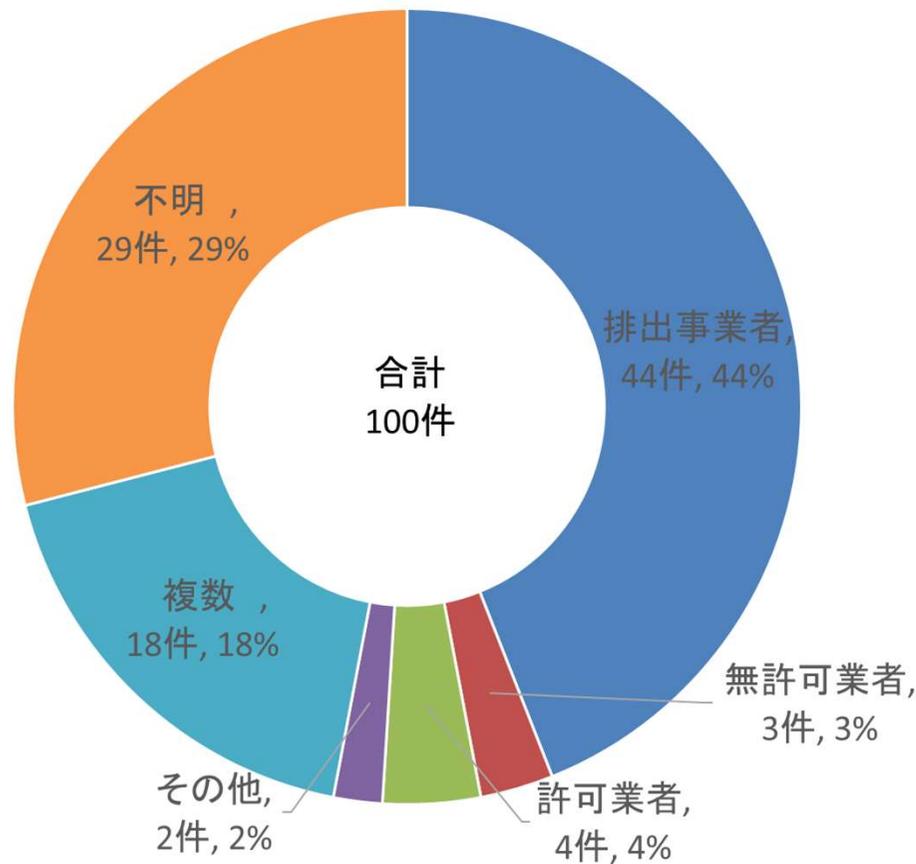
令和5年度
 不法投棄件数：
 100件（前年度比 -34件）
 不法投棄量
 4.2万トン（前年度比 -0.7万トン）

不法投棄件数及び投棄量の推移

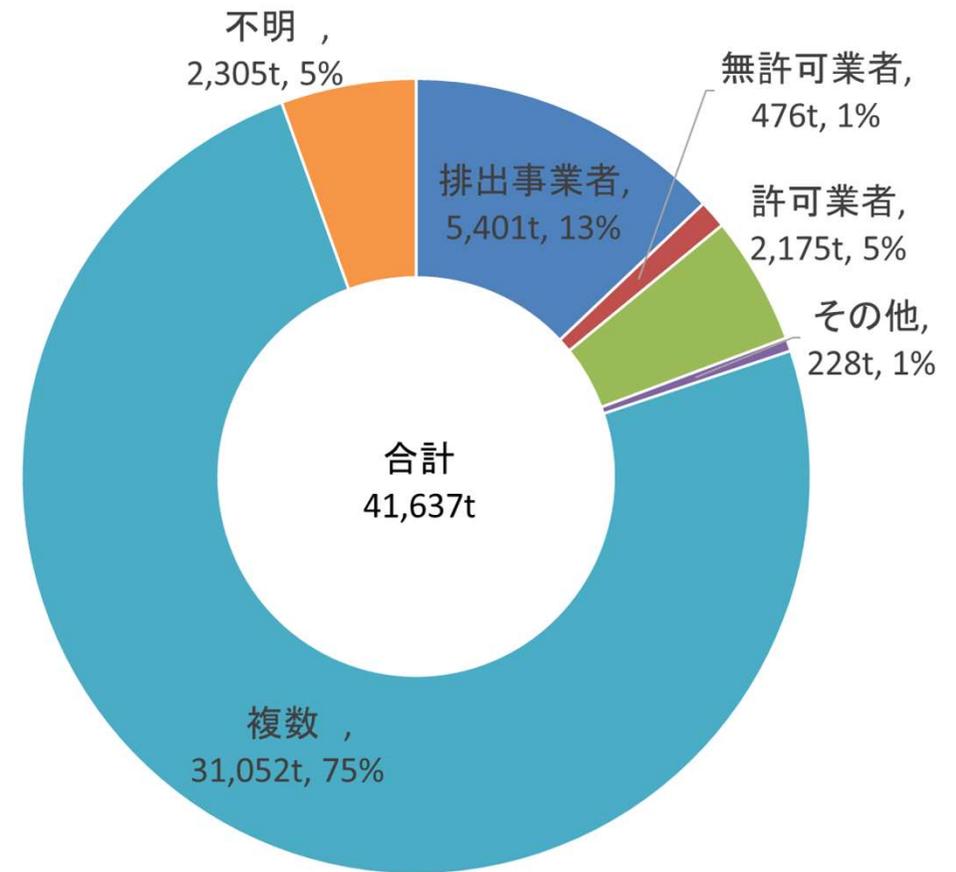
出典：環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和5年度）について」（令和6年12月6日）

実行者別（全国）令和5年度

件数



投棄量



出典：環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和5年度）について」（令和6年12月6日）より作成

不法投棄現場の例



木材チップ約6万5千 m^3 のうち、約2万 m^3 が焼損

写真提供：東京都

不適正保管の例



産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	木くず 廃プラスチック類 紙くず、廃油
数量 <small>(積置及び処分の際の保管の場合)</small>	
管理者 <small>(又は名称)</small>	(株)〇〇
連絡先	TEL : ●●
保管の高さ <small>(屋外で貯留を用いるに際した場合)</small>	8 m

建設混合廃棄物 約1万3千 m^3

写真提供：東京都



1－3) 不法投棄等不適正処理に対する都の対策

(1) 発生源対策

解体現場等（不法投棄件数の8割は建設系廃棄物）での立入調査・指導

(2) 不適正処理対策

金属スクラップ業者や不用品回収業者等への立入・指導等を実施

(3) 自治体の連携による抑止（産廃スクラム37）

産業廃棄物の不適正処理は、広域化、悪質・巧妙化しており、近隣自治体との広域連携が不可欠であることから、「産廃スクラム※」を設立

自治体間の連携により、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査等を実施

※令和7年6月現在、37自治体で構成

(4) 廃棄物処理法違反に係る行政処分

違反行為及び欠格要件該当者（刑法犯等）に対する行政処分を厳正に実施

不法投棄の未然防止、不適正に分解・破砕等されること、違法に海外に輸出されること等による環境汚染の防止に取り組み、違法行為の抑制及び適正処理の推進を図る



2. 廃棄物ってなんだらう？

定義（1）

廃棄物処理法 第2条（定義）

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。＊）をいう。

※注）平成23年3月11日の原発事故由来の放射性汚染物は、当分の間、特別措置法により廃棄物処理法（特定一廃、特定産廃）の対象

定義（2）

■ 次の物は廃棄物処理法の対象外

① 気体状のもの

② 放射性物質及びこれによって汚染されたもの

（「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」第1条に規定する事故由来放射性物質によって汚染されたものを除く。）

③ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

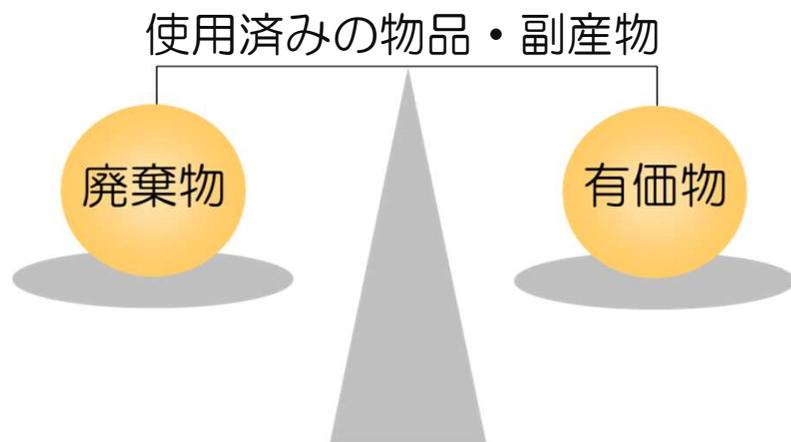
④ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの

⑤ 漁業活動に伴って魚網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場附近において排出したもの

廃棄物該当性の判断について

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないため**不要となったものをいい**、これに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を**総合的に勘案**すべきものであるであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではない。

(昭和48年10月25日通知)



総合的に勘案して判断

- 物の性状
- 排出の状況
- 通常の見取り形態
- 取引価値の有無
- 占有者の意思

環境省（昭和46年10月25日）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」環整45号

おから事件 (1) (平成11年3月10日最高裁第二小法廷決定)

- 処分業の許可を持たない業者が、豆腐製造業者から料金を受け取っておからを回収し、それを加工して肥料・飼料として販売していた。
- 実際には大量に放置して腐敗させ、近隣から苦情、裁判に発展した。

裁判の争点



許可なく廃棄物を処理していたのでは？

《許可とは？》

廃棄物処理法上、他人の廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する政令市長又は都道府県知事等の許可を受けなければならないこととされている(廃棄物処理法第7条第1項・第6項及び第14条第1項・第6項)。

おから事件 (2) (平成11年3月10日最高裁第二小法廷決定)

おからが処分すべき不要物である「廃棄物」であった場合
処分業の許可を持っていない無許可営業となり有罪だが…

被告人の主張



「おから」は、社会的に有用な資源で
「不要物」ではない！ 許可はいらない！

おからは不要物？不要物ではない？

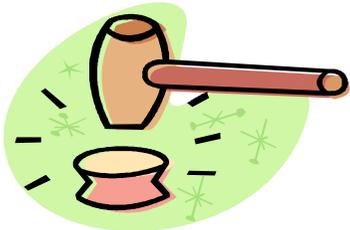
⇒総合的に勘案して判断 【総合判断説】

おから事件 (3) (平成11年3月10日最高裁第二小法廷決定)

おからは不要物？不要物ではない？

総合的に勘案して判断【総合判断説】

- 物の性状(利用可能な品質等) . . . 腐敗しやすい性質
- 排出の状況(計画的な排出等) . . . 豆腐製造業者により計画的に排出
- 取扱い形態(製品の市場等) . . . 売買されるのはごくわずか
- 取引価値の有無(有償譲渡等) . . . 処理料金を徴収していた
- 占有者の意思(適切な利用等) . . . おからを製造原料にしていた



不要物に当たる ⇒ 廃棄物に該当 ⇒
廃棄物処理業の許可なく処理 ⇒ 無許可営業

総合判断説

環境省（令和3年4月14日）「行政処分の指針について（通知）」より抜粋

物の性状

利用用途に要求される品質を満たし、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。

排出の状況

排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

通常の見取り形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。

占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。

2-1) 廃棄物ってなんだろう？

輸送費が売却代金を上回る場合 (1)



※ 引き渡し側の輸送費が売却代金を上回る場合、「手元マイナス」または「逆有償」ともいう。

輸送費が売却代金を上回る場合（2）

「廃棄物」か否かを判断する際の輸送費の取り扱い等の明確化

産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合においては、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないこと。

（平成25年3月改正 平成17年3月環境省通知）

【留意事項】

➤ 再生利用

再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること

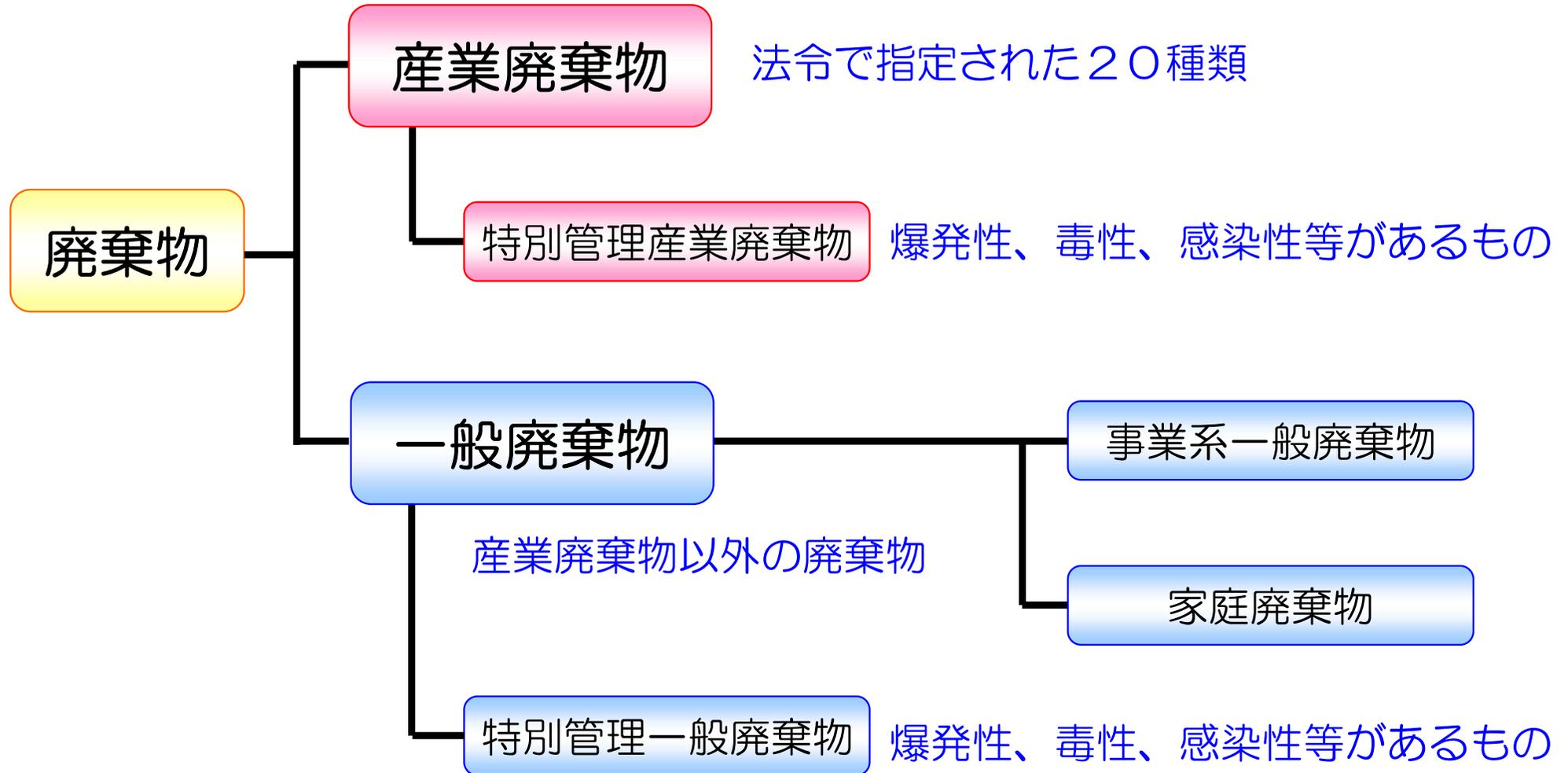
➤ エネルギー源の利用

エネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者による当該利用が、発電事業、熱供給事業又はガス供給事業として確立・継続しており、売却実績がある電気、熱又はガスのエネルギー源の一部として利用するものであること

➤ 遠隔地輸送

再生利用又はエネルギー源として利用するための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること

廃棄物の分類



産業廃棄物の定義

- 産業廃棄物とは — 廃棄物処理法 第2条第4項

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

- 特別管理産業廃棄物とは — 廃棄物処理法 第2条第5項

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの

特別管理産業廃棄物を産業廃棄物として扱わない！

産業廃棄物とは

事業活動により排出された廃棄物のうち、
法令で指定された20種類

- あらゆる事業活動に伴うもの
(法律・政令で明示する13種類)
- 排出する業種等が限定されるもの
(政令で明示する7種類)

※産業廃棄物に規定されている以上は、
企業の規模や排出量に関わりなく、産業廃棄物となる。

産業廃棄物の種類と具体例（1）

● **あらゆる事業活動**に伴う産業廃棄物（**法律**で定められたもの）

種類	具体的な例
(1) 燃え殻	焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭
(2) 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
(3) 廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など、 鉱物性動植物性を問わずすべての廃油
(4) 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性問わず、すべての酸性廃液
(5) 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、 すべてのアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、 すべての合成高分子系化合物（合成ゴムを含む）

産業廃棄物の種類と具体例 (2)

● **あらゆる事業活動**に伴う産業廃棄物 (政令で定められた廃棄物)

種類	具体的な例
(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず (注: 合成ゴムは廃プラスチック類)
(8) 金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属、金属の研磨くず、切削くずなど
(9) ガラスくず・ コンクリートくず・ 陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、タイル、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
(10) 鋳さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鋳炉かすなど
(11) がれき類	工作物の新築、改築、除去などに伴って生じたコンクリートの破片、 レンガの破片など
(12) ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設に よって集められたばいじん
(20) (1) ~ (19) の産業廃棄物を処分するために処理したもので、 (1) ~ (19) に該当しないもの (例) コンクリート固型化物、灰の溶融固化物	

産業廃棄物の種類と具体例 (3)

● 排出する業種等が限定される産業廃棄物 (政令で定められた廃棄物)

種類	具体的な例
(13) 紙くず	以下の業種から発生する紙くず →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業(注:これら以外の業種から発生するコピー用紙などは、事業系一般廃棄物)
(14) 木くず	①以下の業種から発生する木くず、おがくず、バーク類など →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸業、物品賃貸業(注:これ以外の業種から発生した②以外のものは、事業系一般廃棄物) ②貨物の流通のために使用したパレット(あらゆる業種が対象) (パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)
(15) 繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くず →建設業(工作物の新築、改築、除去により生じたもの)、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業(注:これら以外の業種から発生する、天然繊維製の衣類などは、事業系一般廃棄物)
(16) 動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
(17) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物(魚や獣のあら醸造かす、発酵かすなど)
(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体

一廃？ 産廃？ ここが難しい

●紙くず

政令で業種を指定

排出者の一例 廃棄物の一例	事務所、商店など	本の印刷工場
紙切れ	事業系一般廃棄物	産業廃棄物

●木くず

排出者の一例 廃棄物の一例	事務所、商店など	家具製造工場
木製家具	事業系一般廃棄物	産業廃棄物
木製パレット	産業廃棄物	産業廃棄物

●動植物性残さ

排出者の一例 廃棄物の一例	事務所、商店など	食品工場
魚や鶏の骨	事業系一般廃棄物	産業廃棄物

特定の業種でなければ産廃にならない！

災害廃棄物と産業廃棄物処理

災害廃棄物は「**一般廃棄物**」に該当し、主に廃棄物処理法と災害対策基本法の2つの法律によって定められている。



近年、非常災害が全国各地で頻発し**災害廃棄物が大量に発生**



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の
一部を改正する省令 (令和2年7月16日施行)

産業廃棄物処理施設の設置者は、非常災害のために必要な応急措置として災害廃棄物を処理するときは、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する**災害廃棄物を処理することができる。**



3. 廃棄物処理法は どのように変わってきたの？

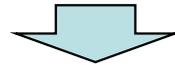
昔の収集運搬作業



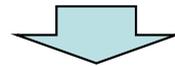
写真出典：東京都清掃事業百年史

制定までの経過

□明治期の伝染病の流行 汚物掃除法（明治33年）
日本最初の廃棄物に関する法律



□戦後の廃棄物の増大 清掃法（昭和29年）



□高度経済成長期の**ごみ問題、公害の発生**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
（昭和45年）

目的：廃棄物の排出を抑制し、適正に処理して、
生活環境を保全し、公衆衛生を向上させる

廃棄物処理法とは

正式名称： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(略称： 廃棄物処理法、 廃掃法)

制 定： 昭和45年(1970年)

目 的： 廃棄物の排出を抑制し、適正に処理して、
生活環境を保全し、公衆衛生を向上させる

内 容： 廃棄物の定義、分類、処理等に関する決まり

不法投棄の例 (1) 香川県豊島 (てしま)



これを機に

平成6年 政令改正
平成9年 法律改正

シュレッダーダスト等は管理型処分場に埋立義務化
全ての産廃にマニフェスト導入、原状回復基金制度の導入、
委託基準の強化、措置命令対象者拡大、罰則強化など

写真出典：香川県

不法投棄の例 (2) 青森・岩手県境



写真出典:岩手県



写真:公社

これを機に 平成15年 法律改正 調査権限の拡充、悪質な業者の取消義務化、未遂罪の新設など



3-3) 廃棄物政策はどのように変わってきたの？

廃棄物処理法の改正

昭和45年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 公布・施行 (翌年)
昭和51年	委託基準の設定 再委託の禁止 等
平成 3年	特別管理廃棄物の導入とマニフェスト制度の導入 等
平成 4年	廃棄物の輸出入規制 等
平成 6年	シュレッダーダスト等に関する管理型最終処分場での埋立処分の義務化 等
平成 9年	全産廃にマニフェスト制度、投棄禁止違反の罰則強化等
平成12年	許可取消し要件の追加、野焼き等の禁止
平成15年	悪質業者の許可取消し義務付け、不法投棄の未遂罪創設
平成16年	特定処理施設の事故時の届け出義務、罰則の強化 等
平成17年	処理業者のマニフェストの保存義務等制度の強化 等
平成18年	石綿を含む廃棄物に係る規定の整備 等
平成19年	木くずの取扱い区分変更
平成22年	欠格要件の見直し、収集運搬の許可の合理化、 処理困難時の通知、建設廃棄物は元請業者に処理責任一元化 等
平成28年	廃水銀の特管産廃追加、有害使用済機器の届出義務化 等
平成29年	水銀産業廃棄物に係る規定の整備、電子マニフェストの一部義務化等



3-3) 廃棄物政策はどのように変わってきたの？

廃棄物政策の変遷

年代	内容	法律の制定
戦後 ～1950年代	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生対策としての廃棄物処理 衛生的で快適な生活環境の保持 	<ul style="list-style-type: none"> ■清掃法（1954）
1960年代 ～1970年代	<ul style="list-style-type: none"> 高度成長に伴う産業廃棄物の増大と「公害」の顕在化 環境保全対策としての廃棄物処理 	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物処理法（1970） □廃棄物処理法改正（1976）
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設整備の推進 廃棄物処理に伴う環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> □広域臨海環境整備センター法 □浄化槽法（1983）
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の排出抑制、再生利用 各種リサイクル法制度の構築 有害物質対策廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入 	<ul style="list-style-type: none"> □廃棄物処理法改正（1991） □産業廃棄物処理特定施設整備法 ■環境基本法（1993） □容器包装リサイクル法（1995） □廃棄物処理法改正（1995） □家電リサイクル法（1998） □ダイオキシン類対策特別措置法
2000年～	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成を目指した3R推進 廃棄物処理に伴う環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> ■循環型社会形成推進基本法（2000） □建設・食品リサイクル法（2000） □廃棄物処理法改正（2000） □PCB特別措置法（2001） □自動車リサイクル法（2002） □産業廃棄物支障除去特別措置法（2003） ■廃棄物処理法改正（2003～） □プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2022） □再資源化事業等高度化法（2024）

衛生面の向上

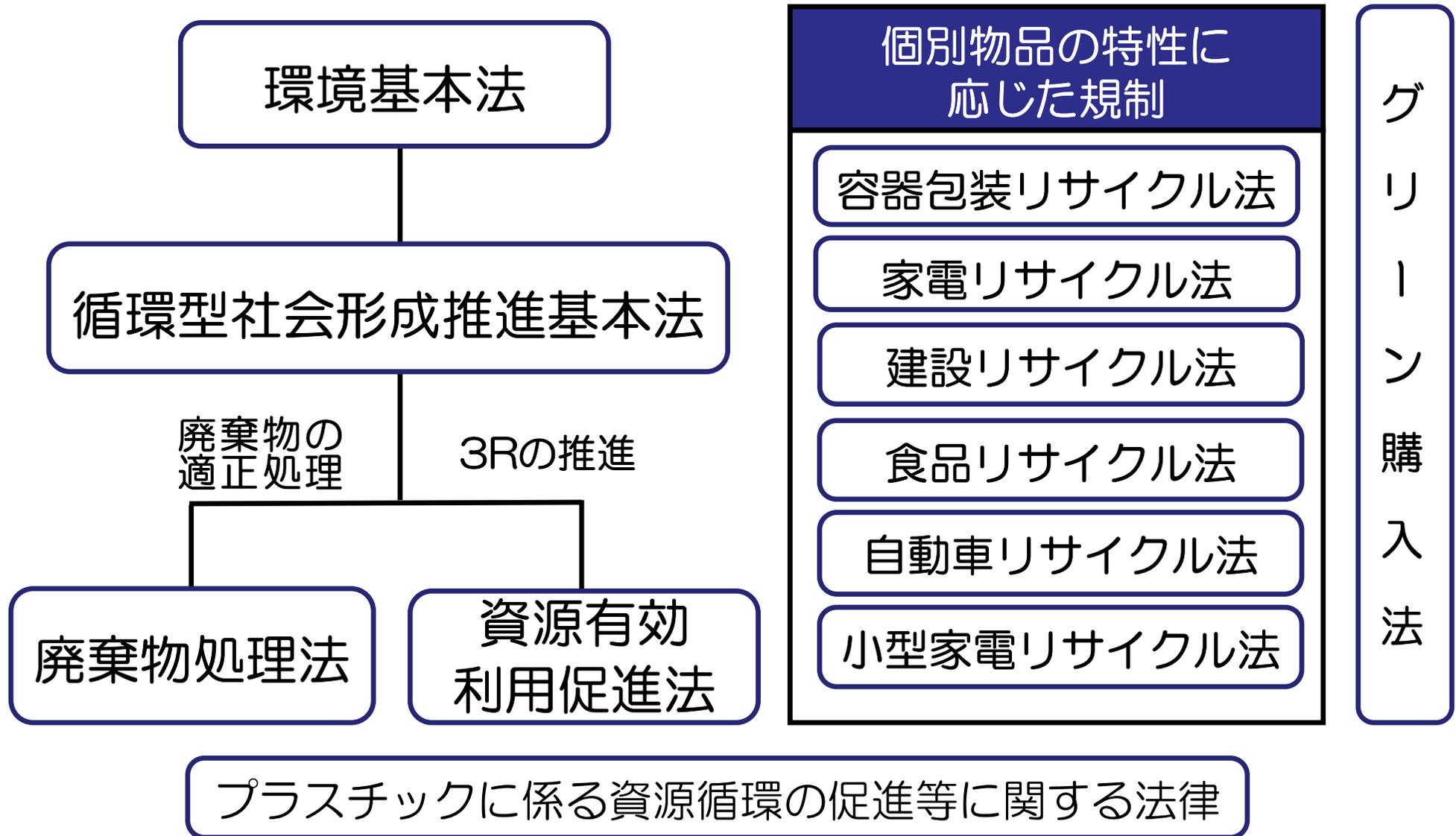
公害問題・生活環境の保全

資源リサイクル・循環型社会

出典：環境省（平成26年2月）「日本の廃棄物処理の歴史と現状」より作成



循環型社会形成のための法体系





循環型社会形成推進基本法

- 循環資源の循環的な利用及び処理の基本原則
5段階の優先順位



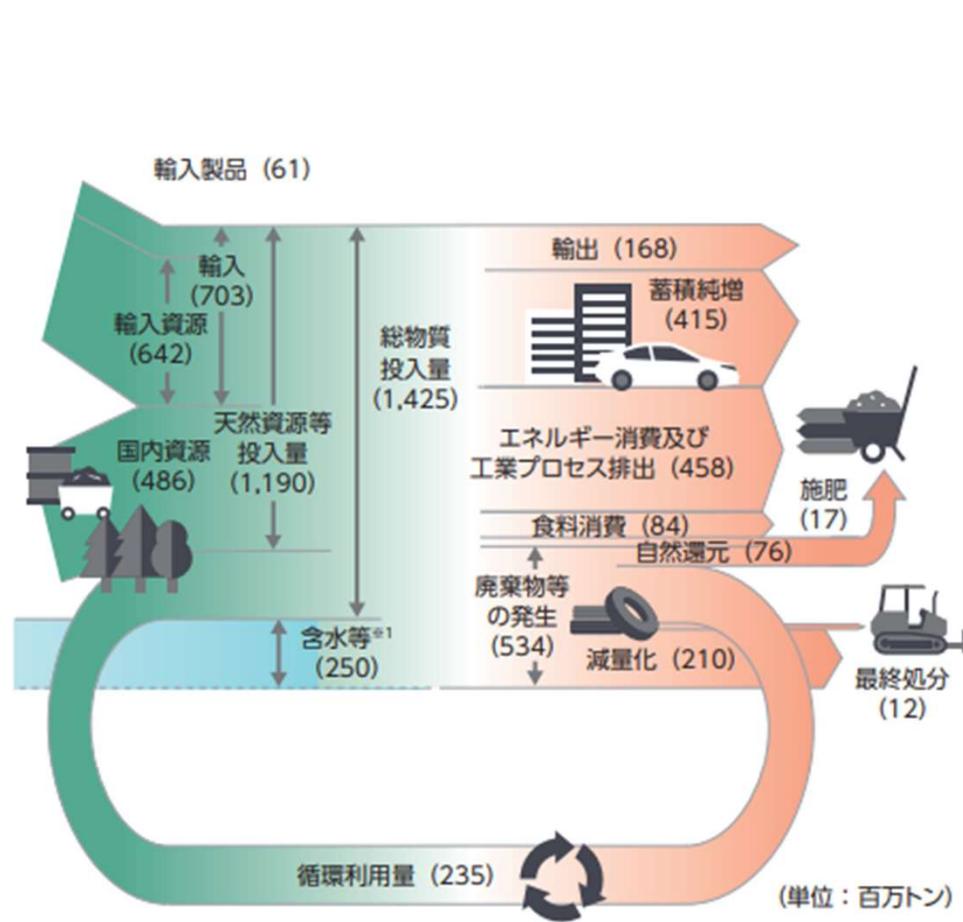
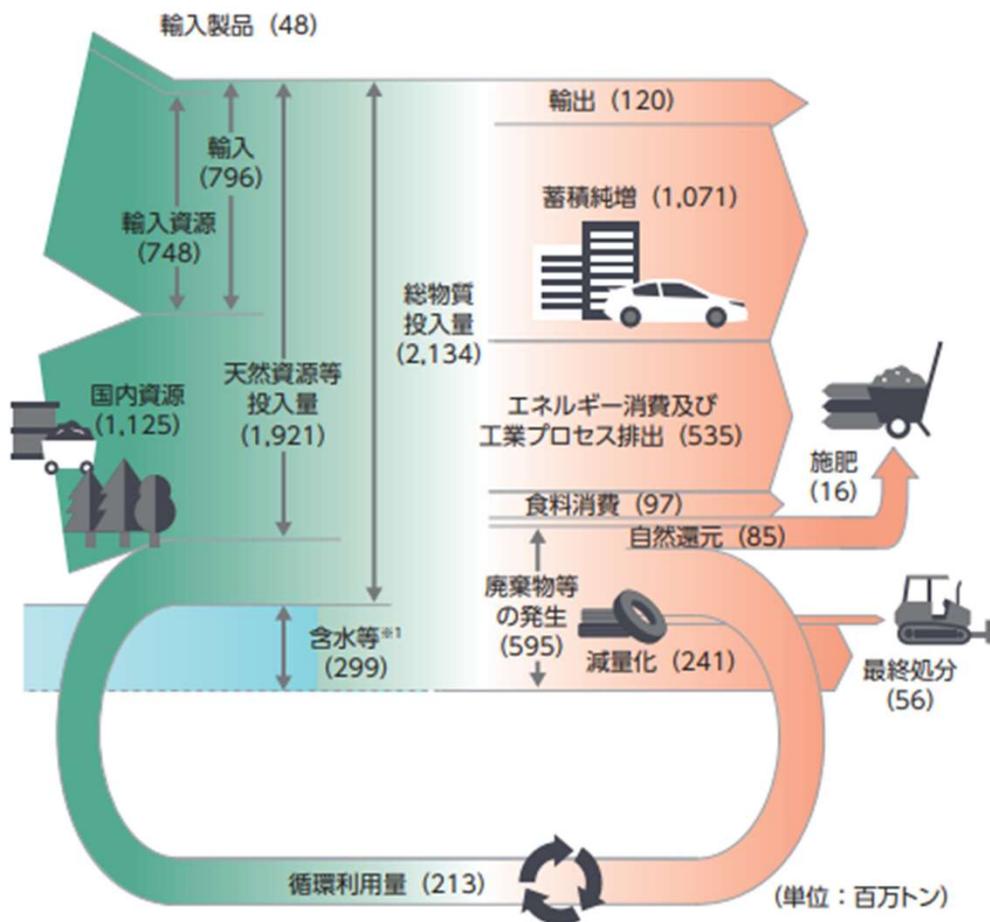


3-4) 循環型社会形成推進基本法とリサイクル法

我が国における物質フロー

2000年度(参考)

2021年度

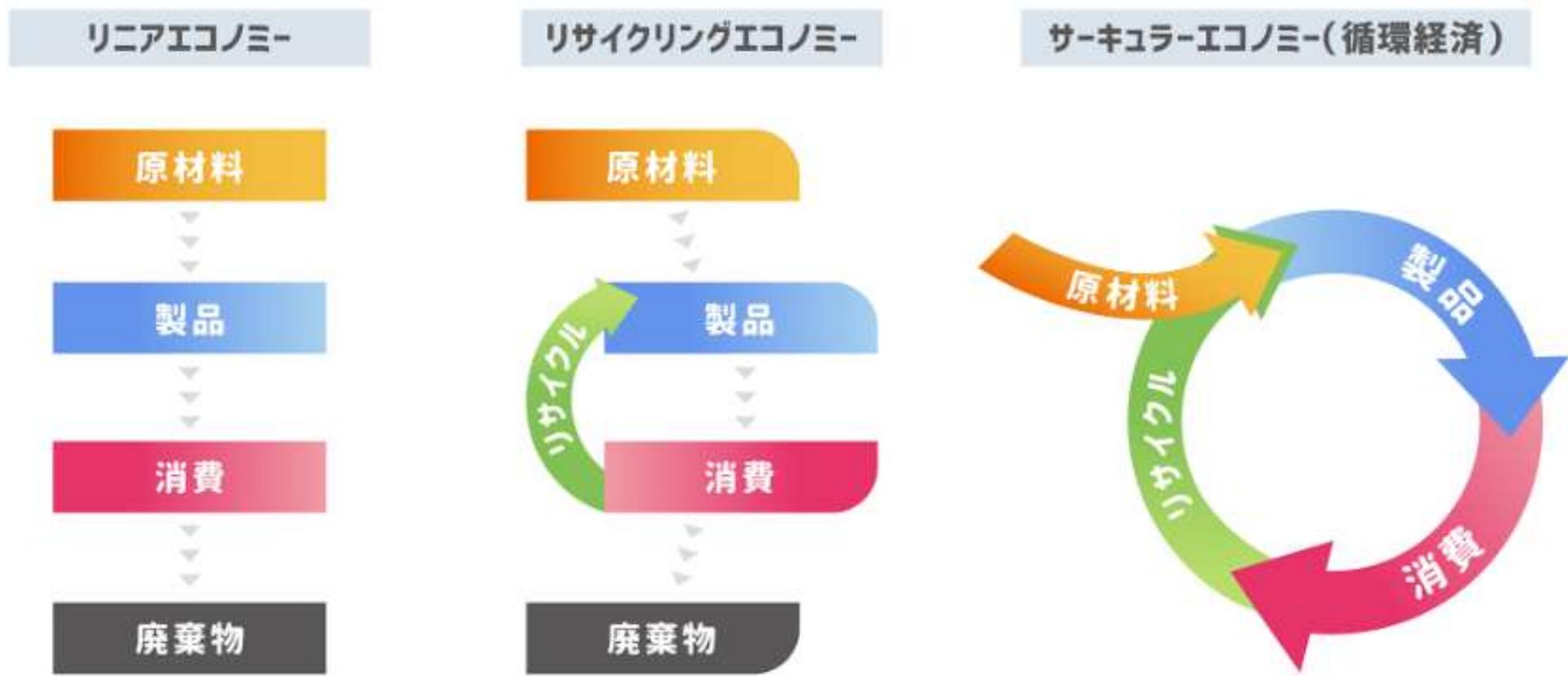


注：含水等：廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）。
資料：環境省

出典：環境省「令和6年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書」



線型経済から循環経済へ



※ 環境省「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」、オランダ政府資料「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」(2016)より [公財] 東京都環境公社作成



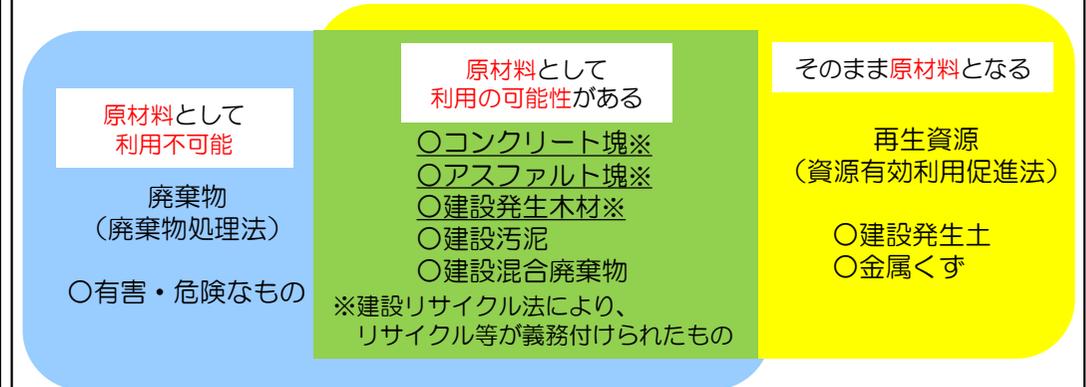
3-4) 循環型社会形成推進基本法とリサイクル法

建設リサイクル法の仕組みと諸手続き

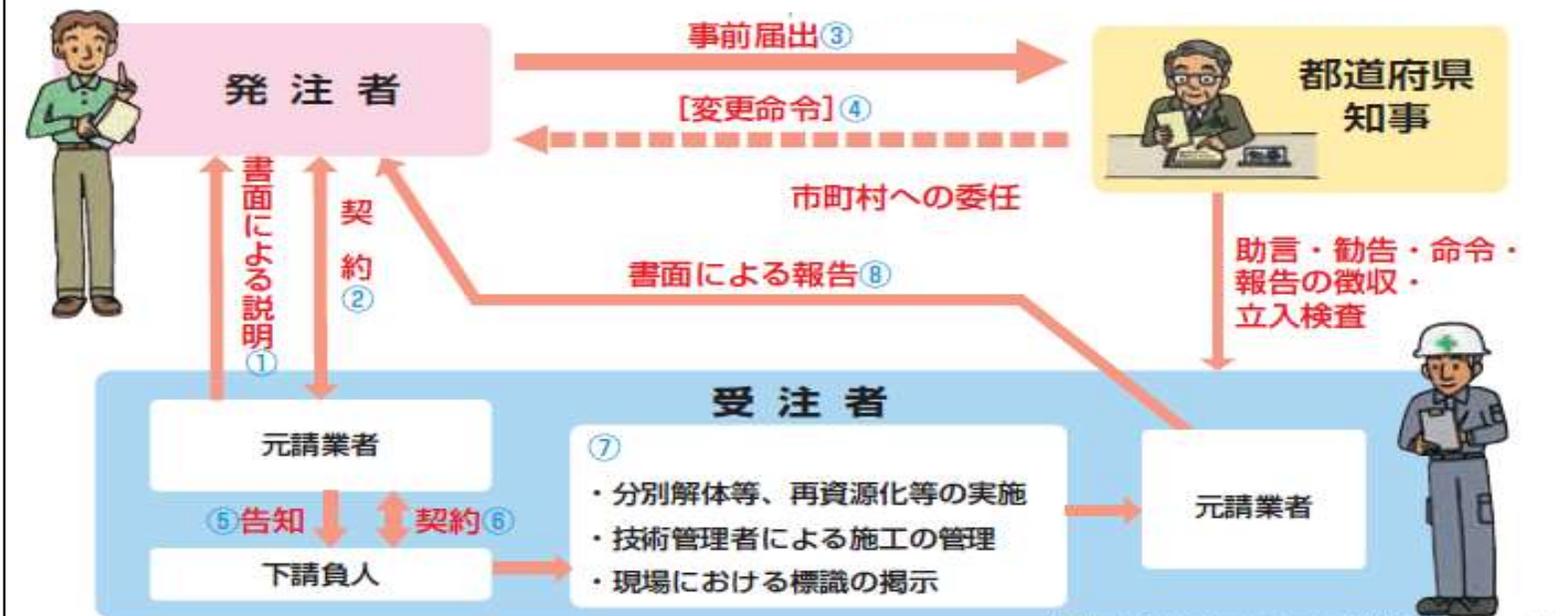
1. 対象となる建設工事

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積 80㎡以上
建築物の新築・増築	延床面積 500㎡以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負金額 1億円以上
その他工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額 500万円以上

2. 建設副産物



3. 分別解体・再資源化の発注から実施の流れ



平成14年5月施行

再資源率が大きく改善

経済産業省「資源循環ハンドブック2022 法制度と3Rの動向」より一部引用、一部 [公財] 東京都環境公社改変



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和3年6月11日公布
令和4年4月1日施行

■目的

プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”によりサーキュラーエコノミーへの移行を目指すため

■主な措置内容

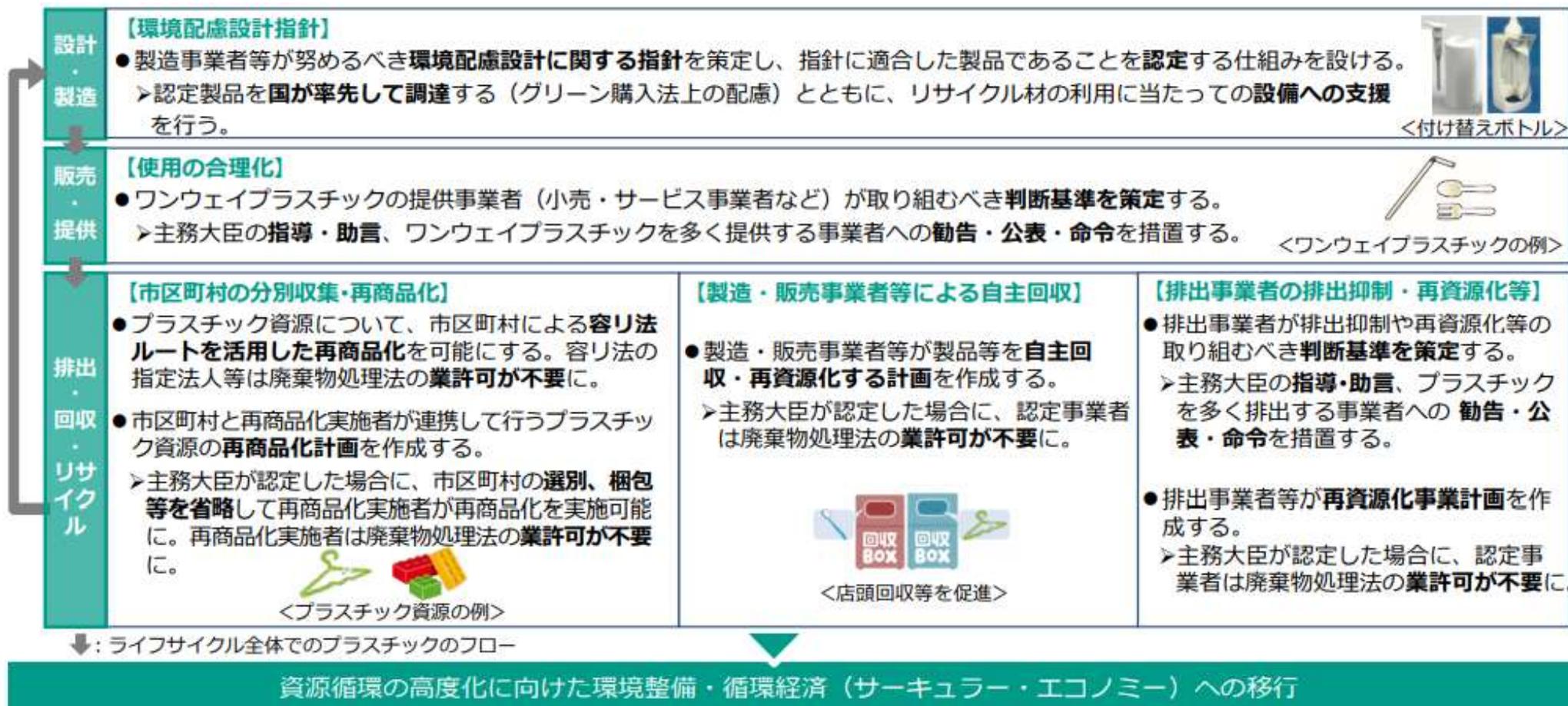
①基本方針を策定

- プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

②個別の措置事項



出典：経済産業省（令和4年3月）「プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律について」



東京都のプラスチックのリサイクル促進

廃プラスチック類



発生抑制

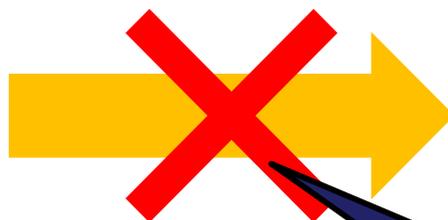


① マテリアルリサイクル

② ケミカルリサイクル

③ サーマルリカバリー

④ 残渣処理



埋立

平成23年4月から
都処分場
廃プラ埋立ゼロ



廃ペットボトルの店頭回収への規制緩和 ～都の再生利用指定制度を活用して～

平成27年3月20日から運用開始



リサイクルが確実に行われる
廃ペットボトル



小売業者への規制緩和

- 廃ペットボトルは産廃
- 個別指定したリサイクル施設へ運搬委託する場合は、マニフェストの交付は不要

輸送業者への規制緩和

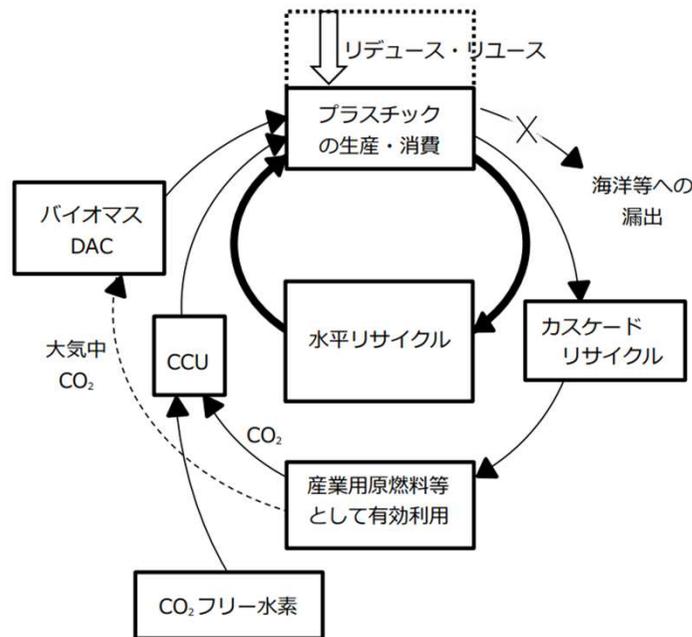
- 都内で回収した小売等の店頭回収の廃ペットボトルを都が個別指定したリサイクル施設へ運搬委託する場合は、産廃の収集運搬の許可は不要 (欠格条項該当者は対象外) (施行規則第9条)

東京都が個別指定したリサイクル施設(現在3社)

- 個別指定したリサイクル施設は処分業の許可は不要 (施行規則第10条の3)



CO2実質ゼロのプラスチック利用の姿



【カーボン・クローズド・サイクル】

- プラスチックの生産やリサイクル等に必要なエネルギーは全て再生可能エネルギーで賄う。
- バイオマスへの切替えは、新たな土地利用変化を生じさせず、植物の成長速度の範囲内。食料との競合等の社会・環境問題にも配慮する。
- CCU（二酸化炭素回収利用）はCO2フリー水素供給量の範囲内。産業用原燃料としての有効利用は、バイオマス+CCUの範囲内。

- ▶ リデュース・リユースによるプラスチック消費量の削減
- ▶ 使用済みのプラスチック製品から元の樹脂と同等の品質の再生樹脂を得る「水平リサイクル」
- ▶ これらを保管するものとして、産業用の原燃料等として高効率な熱回収及びそれに相当するCO2を利用するプラスチックの製造（バイオマスプラスチックやCCU等）

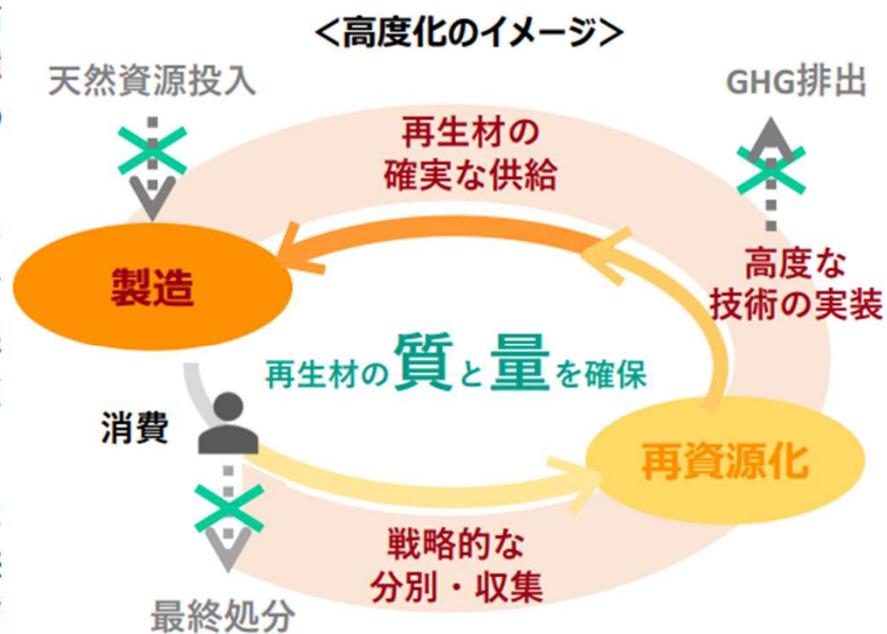
出典：東京都環境局（令和元年12月）「プラスチック削減プログラム～プラスチックの持続可能な利用に向けて～」より抜粋

資源循環の促進のための 再資源化事業等の高度化に関する法律案

脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。**

■ 背景

- **資源循環**は、**ネットゼロ**（我が国排出量の約36%を占める分野の削減に貢献可能）のみならず、**経済安全保障**（資源の安定供給の確保）や**地方創生**など社会的課題の解決に貢献でき、**あらゆる分野で実現**する必要。
- 欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れば成長機会を逸失する可能性。我が国としても、**再生材の質と量の確保**を通じて**資源循環の産業競争力を強化**することが重要。
- このような状況を踏まえ、資源循環を進めていくため、**製造側が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化の取組を高度化し、資源循環産業の発展を目指す。**



出典：環境省「【概要】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」

資源循環の促進のための 再資源化事業等の高度化に関する法律案

■ 主な措置事項

基本方針の策定

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- 特に**処分量の多い産業廃棄物処分量者の再資源化の実施状況の報告・公表** → **再資源化の高度化に向けた全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分量の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023 (PETボトルリサイクル推進協議会)

<②分離・回収技術の高度化>

- 分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル



例：使用済み紙おむつリサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン
使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入**等を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

出典：環境省「【概要】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」



4. 廃棄物処理と 排出事業者責任とは？

廃棄物処理の目的

廃棄物処理法 第1条（目的）

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

分別

保管

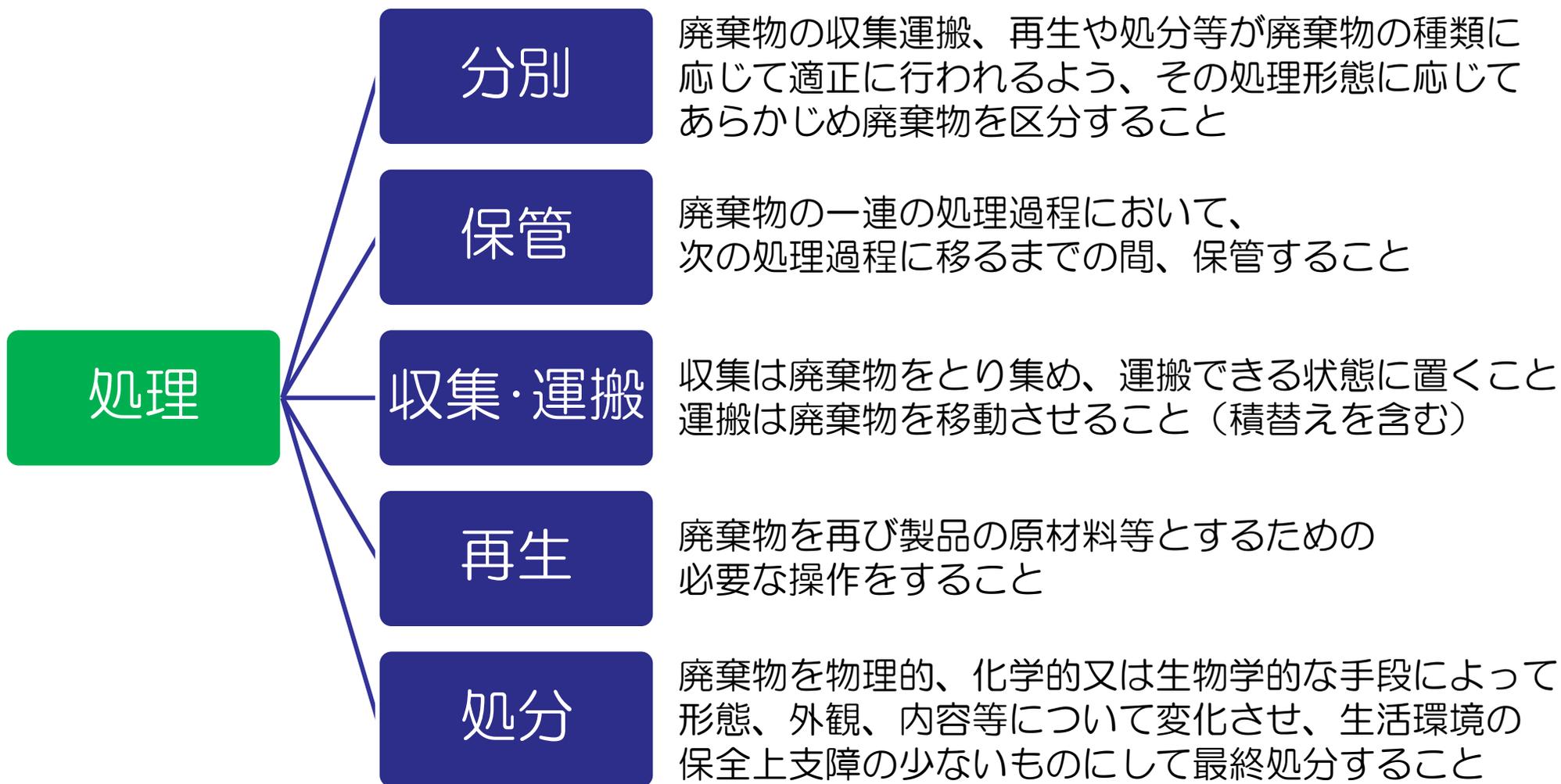
収集

運搬

再生

処分

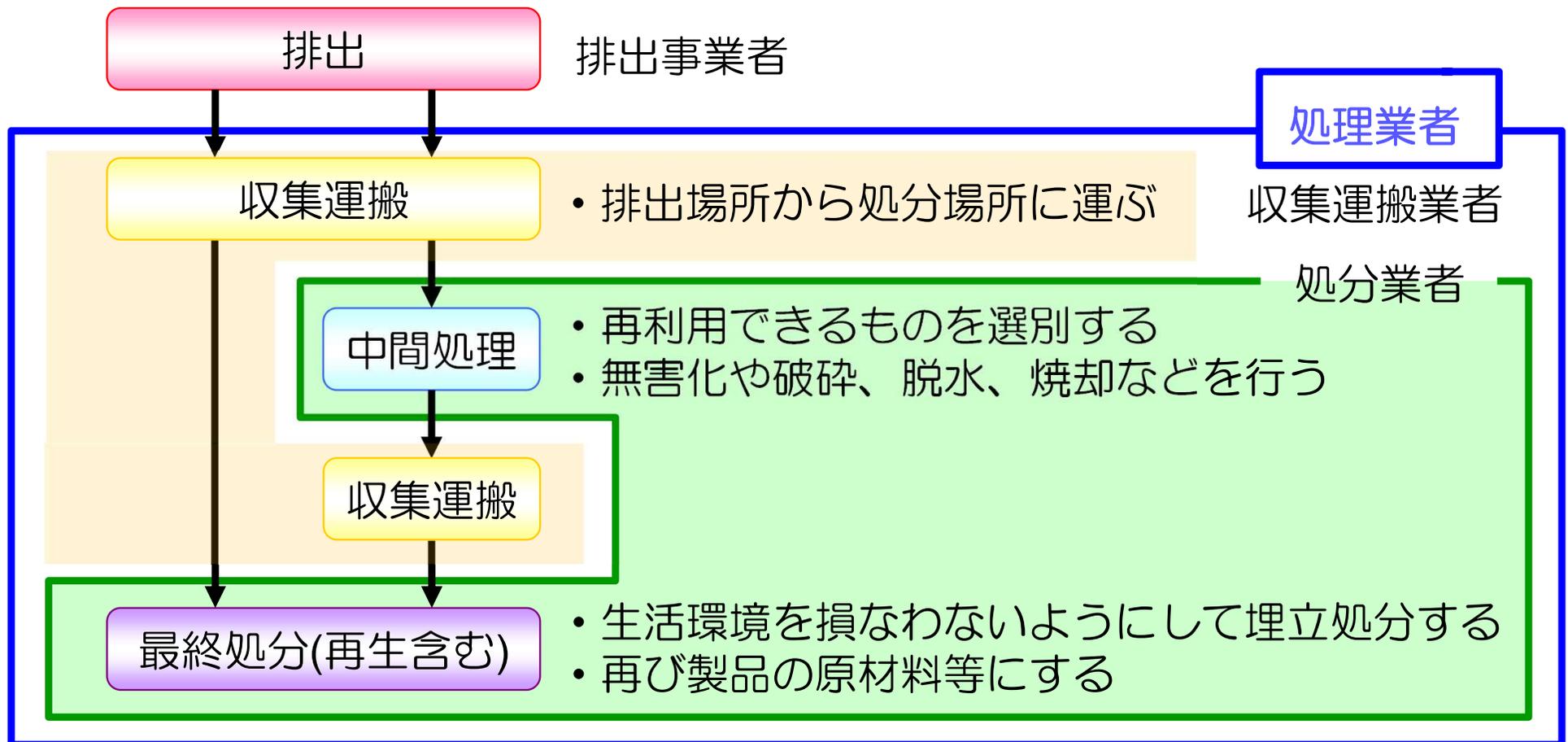
廃棄物処理法における「処理」の定義



出典：一般財団法人日本環境衛生センター『廃棄物処理法の解説』より作成

廃棄物処理のフロー

収集運搬、中間処理、最終処分の3つの過程



排出事業者の責務

廃棄物処理法 第3条（事業者の責務）

事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理**しなければならない。



- ① 自ら運搬または処分を行う。
- ② 他人（＝許可業者）に収集運搬又は処分を委託する。

料金を払い許可業者に委託しても・・・
責任は排出事業者にある

委託処理する排出事業者の責務

他人に収集運搬又は処分を委託する場合、
産業廃棄物の委託基準などを遵守

- ① 委託予定業者の処理状況を確認する
- ② 排出する廃棄物の性状等の情報を正確に伝える
- ③ 収集運搬、処分の許可業者それぞれに委託する
- ④ 委託契約書は書面で行う
- ⑤ 産業廃棄物を引渡す時マニフェストを交付し、返送を確認する
- ⑥ 引渡した廃棄物が適正に処理されたことを確認する
- ⑦ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書を提出する

4-2) 排出事業者責任とは？

排出事業者の適正処理確認の注意義務制度と処理業者の役割

排出事業者による処理状況確認の注意義務の明確化

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について、発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

出典：環境省（平成23年2月）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」

確認する方法として（平成23年2月環境省通知）

- ① 処理施設に直接出向き確認する。
- ② 優良認定を受けた処理業者などが、産業廃棄物の処理状況や施設の維持管理の状況に関する情報を公表している場合には、当該情報により間接的に確認する。

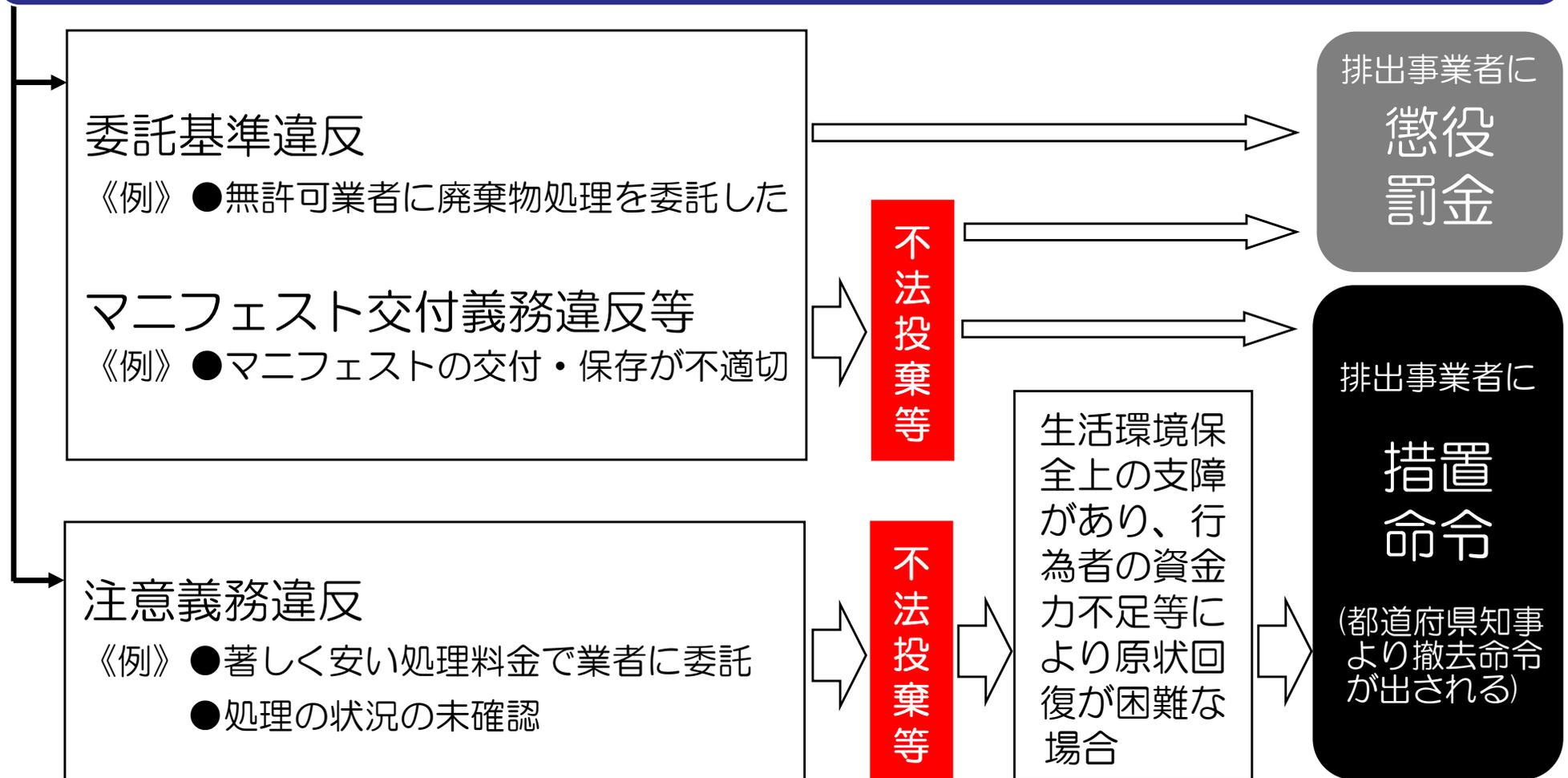
処理業者の役割 処理状況や維持管理の状況に関する情報の積極的な公表

処分業者、積替保管業者 ⇒ 産業廃棄物に係る報告・公表制度により公表（都条例）

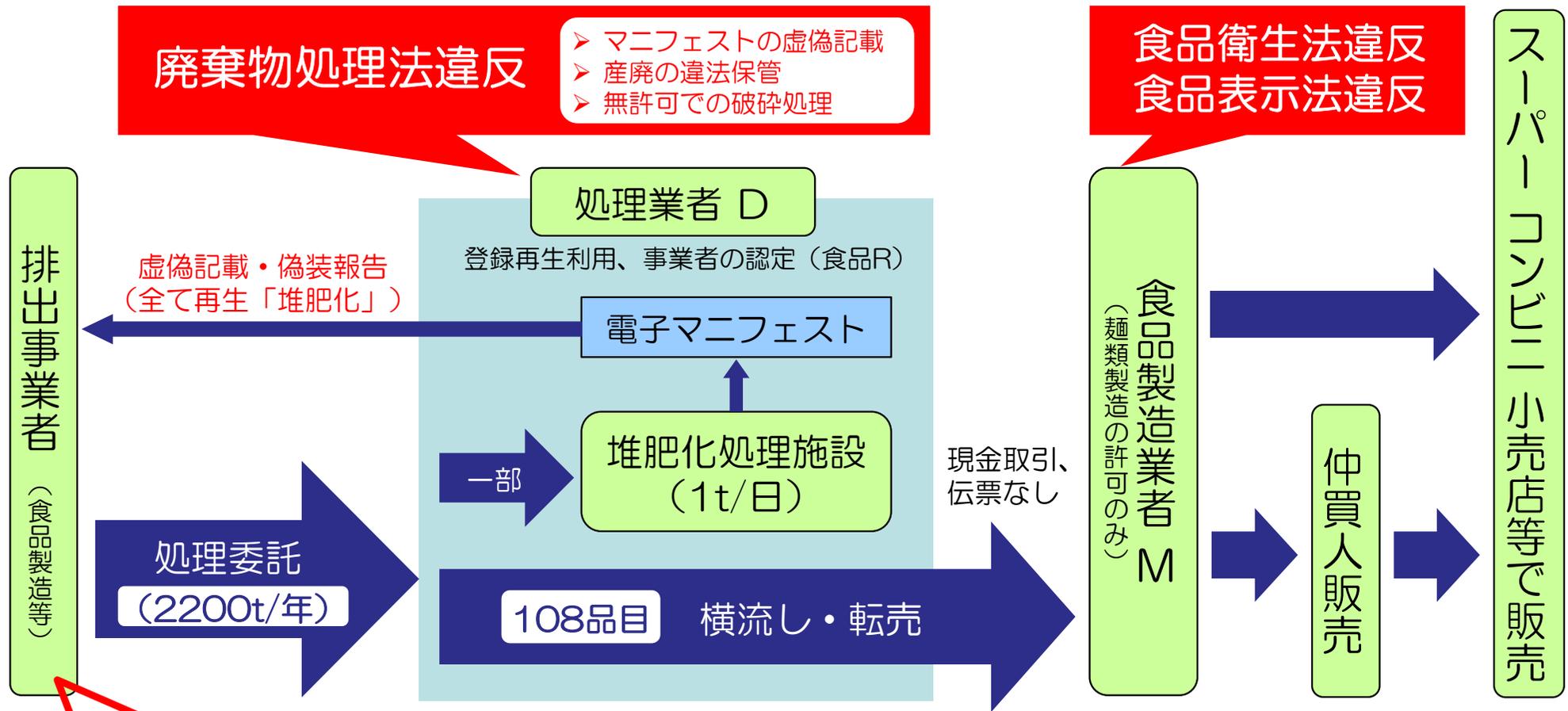
4-2) 排出事業者責任とは？

処理業者による不適正処理に伴う排出事業者への措置命令

排出事業者責任を果たしていない場合（委託の場合）、
処理を委託しても責任を問われることがある



平成28年の食品廃棄物転売事件



排出事業者責任の有無

- マニフェストの確認・管理が適切であったか
- 処理業者の処理状況の確認はされたか (努力義務)
- 適正な委託料金であったか
- 不適正な処理が行われることを知り得てはいないか

【D社倒産】

廃棄物総保管量約12,500m³。
愛知県が産業廃棄物処理基準に適合させるよう改善命令・処理困難通知の発出命令。

【排出事業者】

愛知県が回収を促す文書指導、最終的に84社の排出事業者が回収を行い、2,091 t 回収。
(撤去量合計3,036 t の68.9%)

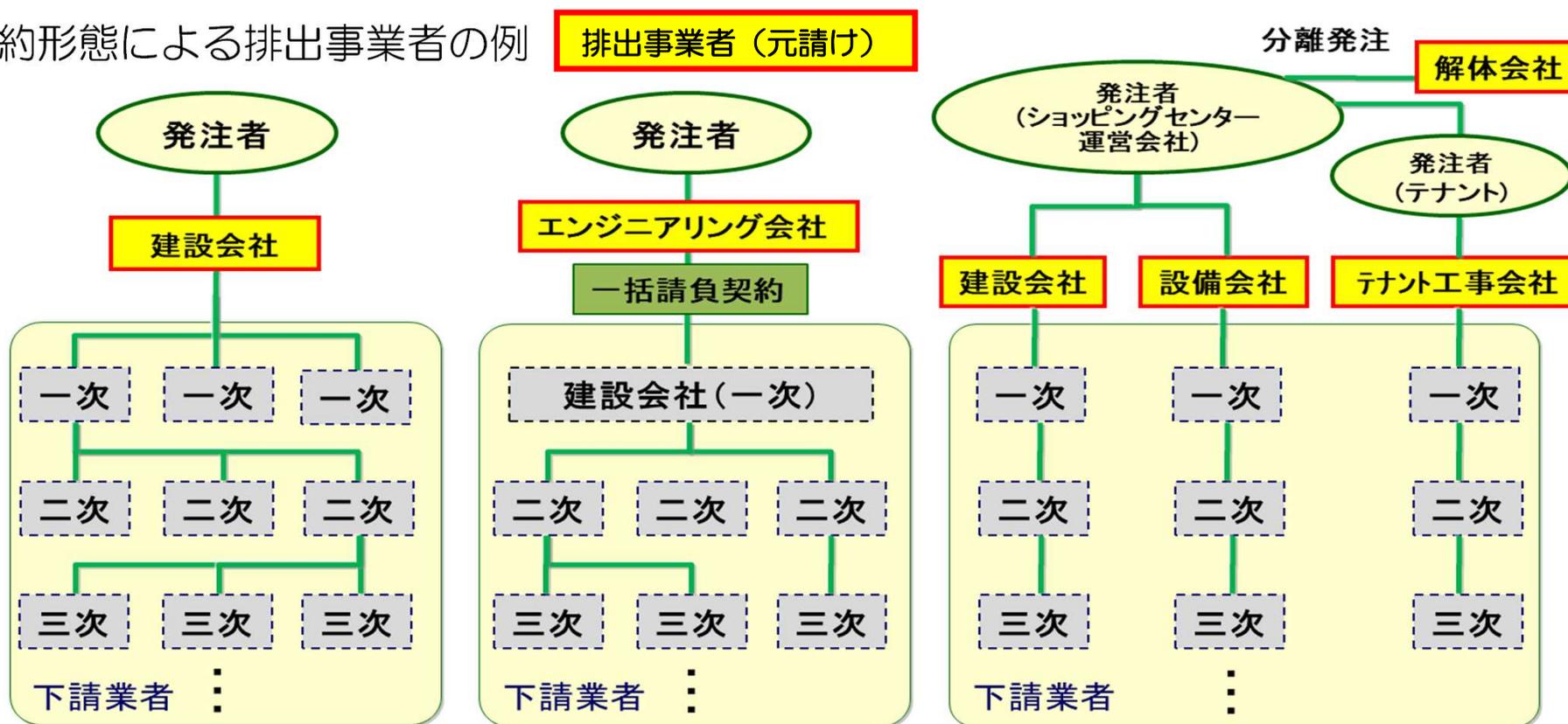
4-2) 排出事業者責任とは？

建設工事における排出事業者と産業廃棄物処理業の許可等

平成22年法改正 元請業者が排出事業者として責任を有する

※ 元請業者は、廃棄物の処理について事業者として自ら適正に処理を行い、又は委託基準に則って適正な処理を委託しなければならない。

■ 契約形態による排出事業者の例



4-2) 排出事業者責任とは？

■ <例外規定>

下請負人が元請業者から書面による請負契約で産業廃棄物の運搬を行うことが定められている場合の例外が可能

(下請負人が不適正な取扱いをした場合は元請負人も責任を負う)

①下請負人による建設工事現場内での保管

⇒保管基準が適用

②下請負人による一定の廃棄物についての運搬

⇒業許可不要、処理基準が適用、マニフェストは元請業者交付

※下記の条件をすべて満たしていることが条件

①建設工事（解体工事、新築・増築工事を除く）であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの又は建築物等の瑕疵補修工事で、請負代金相当額が500万円以下であるもの

②特別管理廃棄物でない

③1回当たりの運搬量が1立方メートル以下

④排出する事業所の都道府県又は隣接する都道府県で元請業者が所有権を有する施設に運搬

⑤運搬途中において保管が行われない

③元請業者から委託を受けずに下請負人が行う委託

⇒元請業者が破産等やむをえない場合など、委託基準が適用

4-2) 排出事業者責任とは？

産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）【抜粋】

○マニフェストの交付について

ビル管理者等が当該ビルの賃借人の産業廃棄物の**集荷場所を提供する場合**のように、産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を事業者提供しているという実態がある場合であって、当該産業廃棄物が適正に回収・処理されているシステムが確立している場合には、事業者の依頼を受けて、**当該集荷場所の提供者が自らの名義において管理票の交付等の事務を行っても差し支えない。**

○処理責任

上記の場合においても、**処理責任は個々の事業者にあり、産業廃棄物の処理に係る委託契約は、事業者の名義において別途行わなければならない。**

出典：環境省（平成23年3月17日）「産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）」より抜粋



5. 法令や条例は どうなってるの？

法令や条例の体系

● 法令

法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
国会が制定

政令

（施行令）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
内閣が制定
法律の実施に必要な細則や法律が委任する事を定める

省令

（施行規則）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
各大臣が制定
法律もしくは政令の実施に必要な細則や法律もしくは政令が委任する事項を定める

通知やガイドライン

法律の解釈や運用上の留意点を説明するもの
<https://www.env.go.jp/hourei/add/>

● 条例・規則

条例・規則

各都道府県や区市町村条例
各自治体が制定

東京都廃棄物条例
東京都廃棄物規則

廃棄物処理法における都の役割について

• 目的【法】第1条

廃棄物の排出抑制、適正処理、生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る

• 役割分担【法】第4条、第5条の2、第5条の5ほか

国	<ul style="list-style-type: none">• 廃棄物の排出抑制や減量化、適正処理に関する施策の総合的・計画的な推進を図る基本方針を定める• 都道府県及び市町村に対して技術的・財政的援助を行う 等
東京都	<ul style="list-style-type: none">• 基本方針に即して、<u>都道府県廃棄物処理計画を策定する</u>• 区域内の状況を把握し、適正な処理が行われるよう必要な措置を講じる• <u>産業廃棄物処理業及び処理施設設置の許可を行う</u> 等
区市町村	<ul style="list-style-type: none">• 市町村一般廃棄物処理計画を策定する• 自ら一般廃棄物の処理を行う• 一般廃棄物業の許可を行う 等

廃棄物処理業の許可

廃棄物の収集運搬・処分は法令による一般的禁止行為
(他人の廃棄物は収集運搬・処分できない)

➡ 条件を満たしている業者のみが受託できる【許可制度】

- 許可により事業の区分（収集運搬or処分）と各区分における事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類や積替・保管の有無、処分方法等）を定義
- 許可業者は、一定のルールに従って廃棄物を収集運搬、処分する義務あり
- ルール（収集運搬・処分・委託基準等）違反は改善命令や罰則あり

業の許可制度の違い

産業廃棄物

都道府県知事・政令市長 ⇒ 収集運搬、処分業の許可

※許可要件に適合すれば許可を出さなければならない

一般廃棄物

区市町村長 ⇒ 区市町村による一般廃棄物の収集、運搬が困難である場合に限り処理業を許可 (区市町村の裁量)

※必要がなければ許可を出さない

区市町村

- 一般廃棄物処理計画を策定
- 区域内の一般廃棄物を収集、運搬、処分

➡ 直営処理
委託処理

事業系一般廃棄物

- ➡
- ① 事業者自ら又は区市町村が処理
 - ② 一廃許可業者が受託処理

※区市町村が一般廃棄物処理の統括的な責任を有する

産業廃棄物の収集運搬業許可の合理化

産業廃棄物の収集運搬については、積み降ろしを行う全ての都道府県又は政令市の許可を受けなければならないが、原則として、一の政令市を越えて（※）収集運搬の業を行う場合は、都道府県の許可を受けることとする。

出典：環境省（平成22年12月）「産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について」を基に公社作成

（※）政令市の許可が必要となる場合

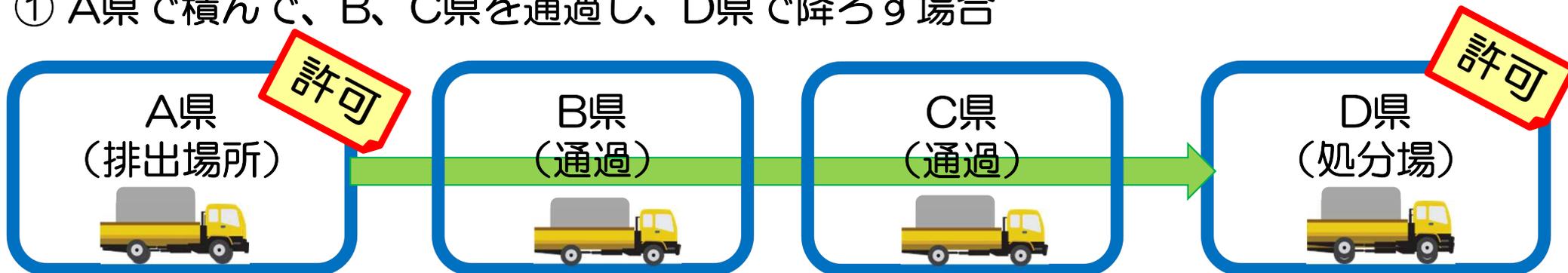
- 政令市の区域内で積替え保管を行う場合
- 都道府県内において一の政令市のみで業を行う場合

〈政令市の産廃許可について〉

- 都道府県の収集運搬許可は、政令市内にも適用
- ただし、政令市内で収集運搬（積替え保管）及び処分業を行う場合は、政令市長の許可が必要

5-2) 廃棄物処理法の概要とポイント

① A県で積んで、B、C県を通過し、D県で降ろす場合



② A県で積み、更にB県で積み、D県で降ろす場合

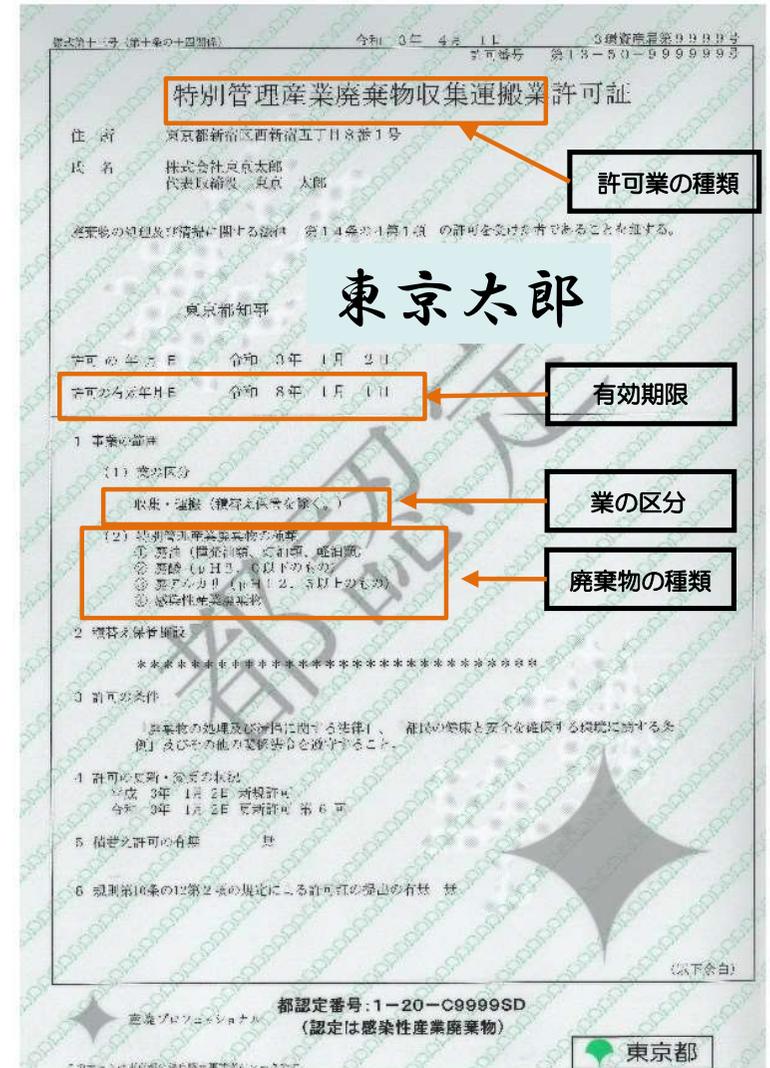


③ A県で積んで、C県で収集・運搬（積替え保管）を行い、D県で降ろす場合



許可証

- 必要な許可を確認する
 - 廃棄物の種類：産業廃棄物 or 特別管理産業廃棄物
 - 区分：収集運搬業 or 処分業
 - ※有効期限内であることを確認すること
- 取扱う廃棄物の種類
 - 種類が増える場合は、必ず変更許可を取得する
- 許可は5年ごとの更新申請が必要
 - ※国の優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた場合は7年間



(イメージ図による)

変更許可申請と変更届・廃止届

- 事業の範囲を変更するときは、「変更許可申請」が必要

例：取り扱う廃棄物の種類を増やす場合、「積替え保管を除く」から「積替え保管を含む」許可に変更する場合 など

- 「変更届・廃止届」が必要な場合

項目 番号	届出事項	届出方法		変更日等 からの 届出期限	許可証 の書換
		来庁	郵送		
1	法人の名称の変更	○	○	30日以内	有
	個人事業者の氏名の変更	○	○	10日以内	有
2	法人の本店所在地の変更	○	○	30日以内	有
	個人事業者の住所の変更	○	○	10日以内	有
3	法人の代表者の変更	○	○	30日以内	有
	法人の役員等の変更	○	○	30日以内	
	政令使用人の変更、株主等の変更	○	○	10日以内	
4	運搬車両の変更	○	○	10日以内	
	運搬船舶の変更	○	○	10日以内	
5	運搬車両用の駐車場所所在地の変更	○	○	10日以内	
6	取り扱う産業廃棄物の種類の減少	○	○	10日以内	有
7	政令市(八王子市)における積替え保管許可の有無の変更	○	○	10日以内	有
8	産業廃棄物処理業の廃止	○	× ^{注1}	10日以内	
9	欠格要件該当の届出	○	× ^{注1}	2週間以内	
10	積替え保管施設又は中間処理施設に関する変更	窓口にて、御相談ください。			

出典：東京都環境局（令和6年10月）「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業 変更届・業の廃止届の手引」



5-2) 廃棄物処理法の概要とポイント

産業廃棄物処理業の許可証（例）

収集運搬業

処分業

様式第七号（第十条の二関係） 令和2年 8月30日 2環産第9999号
許可番号 第13-00-999999号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
氏名 株式会社 東京産廃収集
代表取締役 環境 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 **東京 太郎**

許可の年月日 令和2年 8月30日
許可の有効年月日 令和7年 8月29日

1 事業の範囲
 (1) 業の区分
 収集・運搬(積替え保管を除く)
 (2) 産業廃棄物の種類
 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
 ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
 (石綿含有産業廃棄物を含む) (以上8種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件
 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況
 令和2年 8月 30日 新規許可

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無
 (以下余白)



産廃エキスパート

認定番号: *-*-*-*****



様式第七号（第十条の六関係） 令和 3年 4月 1日 3環産第9999号
許可番号 第13-20-999999号

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
氏名 株式会社 東京太郎
代表取締役 東京 太郎

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 **東京太郎**

許可の年月日 令和3年 1月 20日
許可の有効年月日 令和8年 1月 1日

1 事業の範囲
 (1) 業の区分: 処分(中間処理)
 (2) 処分の方法と処理する産業廃棄物の種類
 処分: 廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず
 (以上3種類)

2 事業の同一性に関する施設
 施設所在地: 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

産業廃棄物	産業廃棄物の種類	処理処理能力	総合処理能力	設置年月日	取得の許可	取得の年月日
破砕	金属くず	1.00 (t/日)	3.00 (t/日)	令和2年 7月2日	—	—
	ガラス・コンクリート くず及び陶磁器くず	2.00 (t/日)				

3 許可の条件
 (1) 作業時間: 原則として24時間17時までとする。こと。
 (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令の規定を遵守すること。
 (3) 中間処理は、本部の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況
 平成 3年 1月 21日 新規許可
 令和 3年 1月 21日 更新許可 第 5 回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無
 (以下余白)



産廃エキスパート

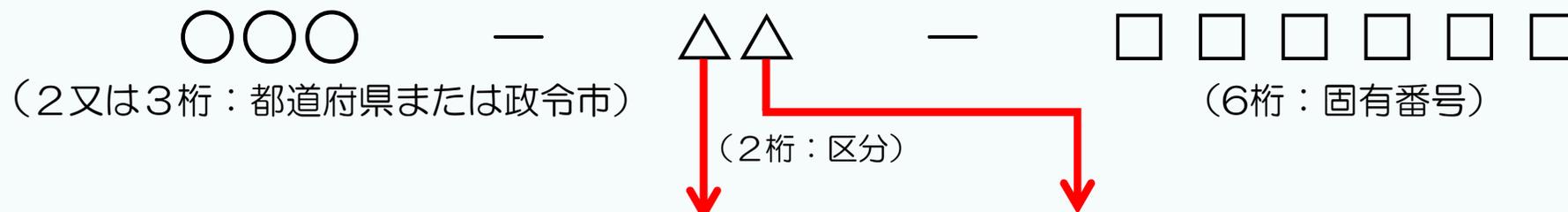
都認定番号: 1-20-C9999SD



(イメージ図による)

産業廃棄物処理業の全国統一許可番号制

▶ 全国統一許可番号



- 0 収集・運搬
- 1 収集・運搬（積替え保管を含む）
- 2 処分 中間処理
- 3 処分 最終処分
- 4 処分 中間処理・最終処分
- 5 特別管理収集・運搬
- 6 特別管理収集・運搬（積替え保管を含む）
- 7 特別管理処分（中間処理）
- 8 特別管理処分（最終処分）
- 9 特別管理処分（中間処理、最終処分）

- 都道府県独自の設定番号（例）
- 1 a~e 全て
 - 2 a
 - 3 b
 - 4 c
 - 5
 - ・
 - ・
 - ・
- a 感染性廃棄物
 - b 廃油（引火性）
 - c 強酸、強アルカリ
 - d アスベスト等
 - e 金属等を含む

例) 13-10-123456
 東京都
 収集・運搬（積替え保管を含む）
 番号123456

廃棄物処理法の罰則【抜粋】 (1)

1. 罰則に係る行為及び罰の内容

刑罰	法	号	該当する行為
5年以下の懲役若しくは 1000万円以下の罰金 又はこの併科	25条	1	無許可営業
		3	無許可変更
		5	事業停止命令等違反及び措置命令違反
		7	名義貸し禁止違反
		10	廃棄物処理施設の無許可変更
		13	産業廃棄物の受託禁止違反
		14	廃棄物の投棄禁止違反
		15	廃棄物の焼却禁止違反

刑罰	法	号	該当する行為
3年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金 又はこの併科	26条	1	委託基準違反、再委託基準違反
		2	処理施設改善・使用停止命令違反、廃棄物処理基準に係る改善命令違反
		3	施設無許可譲受け、無許可借受け
		6	廃棄物の不法投棄・不法焼却目的の収集運搬



5-2) 廃棄物処理法の概要とポイント

刑罰	法	号	該当する行為
1年以下の懲役若しくは 100万円以下の罰金	27条の2	2	収集運搬における管理票写し送付義務違反
		3	管理票回付義務違反
		4	処分における管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載
		5	管理票・管理票写し保存義務違反
		6	虚偽管理票交付
		7	管理票未交付による産業廃棄物引き渡し
		8	虚偽管理票写し送付、虚偽報告
		10	電子管理票報告義務違反、虚偽報告
		11	管理票勧告に係る命令違反

刑罰	法	号	該当する行為
6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金	29条	1	欠格要件該当届け違反
		2	処理施設使用開始前検査義務違反
		4	産業廃棄物の処理が困難となった通知義務違反、虚偽通知

5-2) 廃棄物処理法の概要とポイント

刑罰	法	号	該当する行為
30万円以下の罰金	30条	1	帳簿備え付け保存等義務違反
		2	廃棄物処理業廃止変更届出義務違反、処理施設廃止等届出義務違反、最終処分場埋立終了届出義務違反、処理施設相続届出義務違反
		4	処理施設の維持管理記録義務違反
		5	産業廃棄物処理責任者設置義務違反、特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反
		7	報告義務違反、虚偽報告
		8	立入検査及び無償収去拒否妨害忌避
		9	技術管理者設置義務違反

- 廃棄物処理法の罰則のうち、主に処理業者（収集運搬・処分業者）に該当するものを抜粋して掲載しています。このほかに、排出事業者にも該当する罰則もあります。
- 廃棄物処理法は、度重なる法改正に伴い、罰則が強化されています。日々行っている業務（マニフェストの記載、各種報告等）に関しても罰則がありますので、注意が必要です。
- 経営者のみならず、実務担当者の行為によっても、罰則が科せられる場合があります。

廃棄物処理法の罰則【抜粋】 (2)

2. 雇い主である法人又は人に係る罰則（当該法人等及び行為者の双方を罰する。）

法第32条\内容	罰則に係る行為者	罰則に係る行為者の行為の内容	雇い主である法人又は人の罰の内容
法人に係る両罰規定	法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員	法人の業務に関し、25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項に該当する違反行為をしたとき	3億円以下の罰金

両罰規定の対象となる違反行為

両罰規定の対象となる行為はたくさんありますが、雇い主である法人に対し、最高で「3億円以下の罰金」という、非常に重い罰金が科せられる違反には気をつけなければなりません。法人に対し、「3億円以下の罰金」が科せられる原因となる違反行為は、「廃棄物処理業の無許可営業」「廃棄物の不正輸出」「不法投棄」「不法焼却」の4つの場合です。実際にはそれらの行為をやり遂げていない「未遂」であっても、「既遂」の場合と同様、法人に対し「3億円以下の罰金」が科せられる可能性がありますので、注意しておいてください。

許可取消となる欠格要件の対象者、事項とは

<各条項簡略>

- (1)心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの（環境省令：精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
(2)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 廃棄物処理法、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法（傷害・現場助勢・暴行・凶器準備集合及び結集・脅迫・背任）、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 重大な廃棄物処理法違反又は浄化槽法の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者。当該取消が法人である場合には、行政手続法による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。
- 廃棄物処理法、浄化槽法の許可の取消しに係る聴聞通知があった日から、その処分を決定する日までの間に産業廃棄物処理業又は浄化槽業務の廃止届出をした者で、5年を経過しないもの
- 上記5に規定する期間内に産業廃棄物処理業又は浄化槽業務の廃止届の提出があった場合において、聴聞通知の日前60日以内に当該法人の役員若しくは政令で定める使用人であった者、又は個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 廃棄物処理および浄化槽の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（暴力団員等）
- 未成年者の法定代理人が1から8までのいずれかに該当するもの
- 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から8までのいずれかに該当する者のあるもの
- 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 個人で政令で定める使用人のうちに1から8までのいずれかに該当する者のあるもの

5-2) 廃棄物処理法の概要とポイント

産業廃棄物に関連する行政処分の事例（東京都）

処分の理由（抜粋）	
1	収集運搬の許可が失効した日から新規に許可を取得するまでのうち、約2ヶ月程度、無許可で収集運搬を行っていた。
2	産業廃棄物収集運搬業の許可を取得後、許可とは別の屋号を用いて、都民の家庭にチラシを配布し、不用品回収などと称して、一般廃棄物収集運搬の許可を受けずに一般廃棄物の収集運搬を行っていた。
3	解体工事において、許可を受けていない者に産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託した。
4	建物解体工事に伴い生じた産業廃棄物について、排出事業者であるにもかかわらず、産業廃棄物管理票を交付しなかった。
5	事業者又は役員等が、廃棄物処理法違反により、罰金刑等が確定した。 ・不法投棄、委託基準違反、受託禁止違反、虚偽の管理票の交付等の禁止 など
6	他県知事から廃棄物処理法違反により、許可の取消処分を受けた。 ・一般廃棄物処分業の許可を有しないにもかかわらず、一般廃棄物を受け入れ、一般廃棄物の処理施設の許可を受けていない破砕施設で処分を行った、改善命令違反、不法投棄 など
7	その他、刑法（傷害や暴行など）や道路交通法などの法律による刑が確定等、破産手続き開始 など

立入検査での不適正事例（東京都）

不適正事例	
1	許可品目でない廃棄物を受け入れている
2	登録されていない車両が使用されている
3	契約書、マニフェストの記載事項が不十分
4	排出事業者が保管すべきマニフェストA票を保管
5	保管量を超過している
6	看板の許可期限の書き換え漏れ、表示が不鮮明



6. 法令で定められている 産業廃棄物処理基準とは？

適正処理に向けた取組

➡ 排出事業者・処理業者に対する規制指導（現場立入）

【排出事業者】

- 苦情のあった事業所、特管排出事業所、解体工事現場等を中心に立入を行い、廃棄物の分別や保管基準等の遵守、適正なマニフェストの取扱い・委託契約など、排出事業者責任の徹底について指導

【処理業者】

- 違反が疑われる事業所、火災など事故のあった施設等を中心に立入を行い、事業計画や基準との整合性を確認し、違反行為等の防止と是正について指導

→ 不適正処理や改善されない場合、事業停止・許可取り消し等の行政処分を実施

【立入件数：年間2～3千件】

➤ 最近の動向

- 排出事業者に対するリチウムイオン電池等の排出方法の指導（周知活動）
- PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の期限内処理に向けた指導

保管基準

排出事業者は、廃棄物が運搬されるまで
生活環境保全上支障のないように保管



- 保管場所に囲いや掲示板を設置する
- 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止のための処置をする
- ネズミや害虫の発生を防止する
- 特別管理産業廃棄物は、他の廃棄物と混合しないようにする

廃棄物の排出抑制、分別、保管

保管掲示板（例）

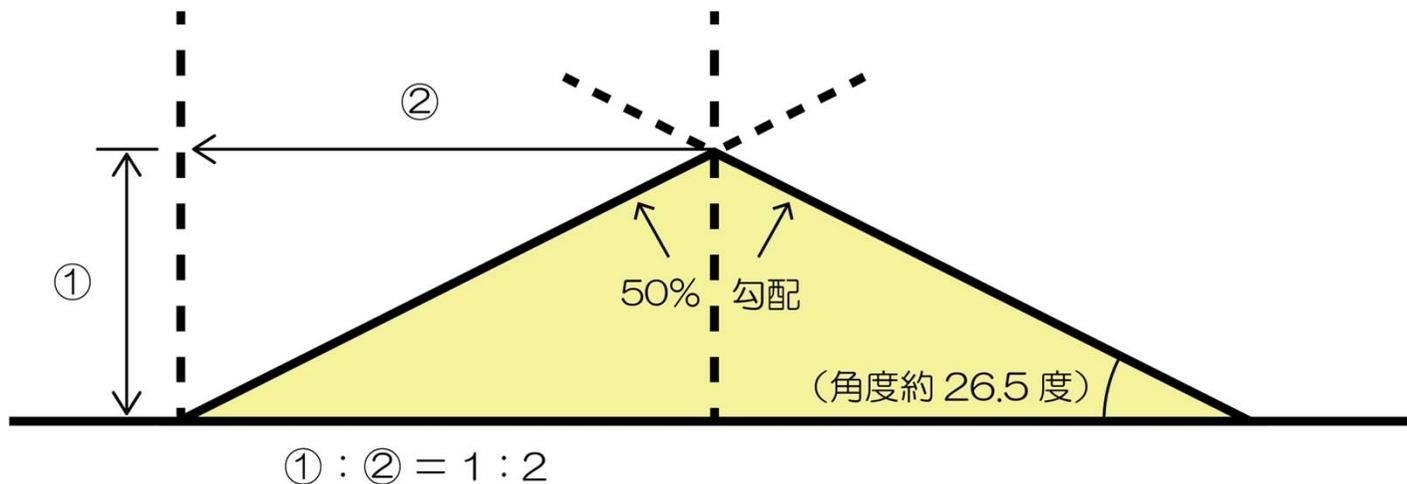
産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
管理者氏名 連絡先	○○区△△町 1 - 2 - 3 株式会社○×工業 ○○課 東京 一郎 TEL 03 - 1234 - ××××
最大保管高さ	1.8m

60cm以上

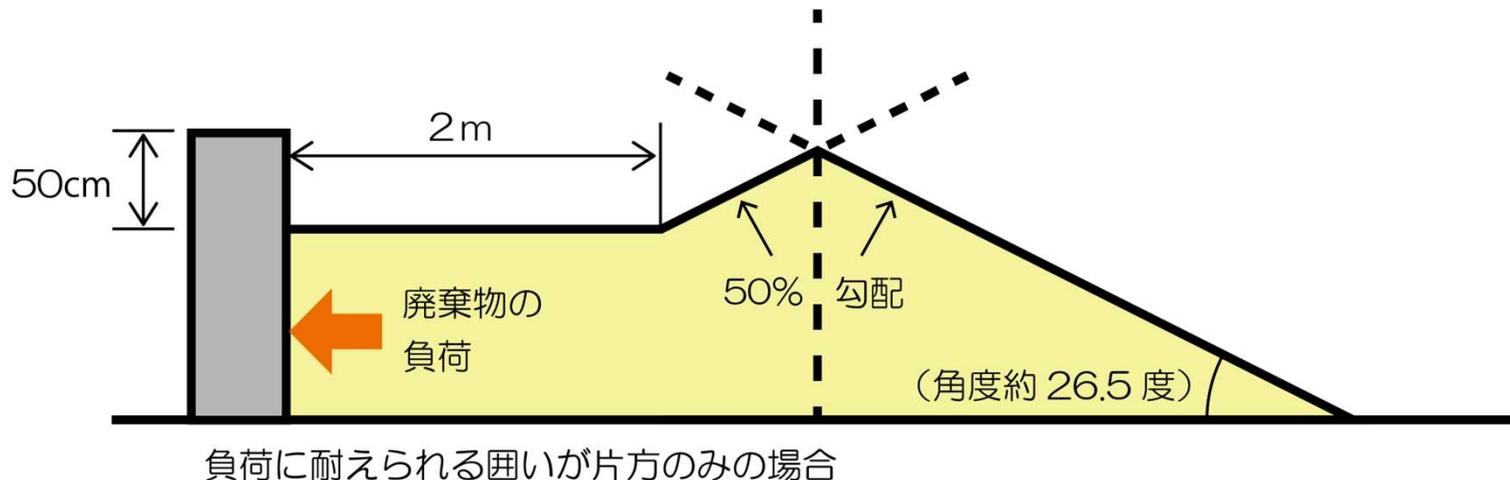
60cm以上

高さと角度（容器なしの屋外保管）

- 廃棄物が囲いに接しない場合



- 廃棄物が囲い（廃棄物の負荷が直接かかってても耐えられるもの）に接する場合



収集運搬基準

- 廃棄物の飛散、流出を防止する
- 悪臭、騒音、振動で生活環境に支障を生じさせない
- 運搬車は定められた表示をし、定められた書類を備え付けなくてはならない
- 特別管理産業廃棄物は、他の廃棄物と混合しないようにする
- 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）やPCB廃棄物は、必ず専用の運搬容器に入れて収集運搬する

車両表示板

140 ポイント以上 (高さ 4.9 cm以上)



90 ポイント以上 (高さ 3.2 cm以上)

- 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋸で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行なう場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと

車両に備え付ける書面

- 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

業の許可は5年ごとに更新あり。最新のものを用意すること！

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

（なお、電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報）

（注）排出事業者自らが運搬する場合も、表示及び書面の備え付け義務があります。

車両に備え付ける書面

産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査（産廃スクラム37）

●実施概要

令和6年10月10日、11日、15日、17日
関東甲信越の15箇所を実施

●実施結果

産業廃棄物関係車両 105台
（指導件数36件、うち文書指導19件）

●違反内容の内訳

- ・許可証の写し携帯義務違反…19件
- ・産業廃棄物運搬車両表示義務違反…11件
- ・マニフェスト携帯義務違反…11件
- ・マニフェスト記載不備…6件
- ・その他…5件



違反52件

出典：東京都環境局HP（令和6年12月2日）「産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査結果について」

積替え保管基準

- 積替後の運搬先が予め定められている
- 搬入された廃棄物の量が、積替場所の保管できる量を超えない
- 搬入された廃棄物の性状に、変化が生じないように搬出する
- 廃棄物の保管量は、**1日の平均搬出量の7倍**を超えない
(注) 収集・運搬（積替え保管を含む）の許可証に保管量の上限が記載されています。
- 積替え保管では、有価物の拾集をすることができる
- 保管、囲い、掲示板等は、産業廃棄物の保管基準による

掲示板（例）

産業廃棄物 積替え保管施設		
許可取得業者名	処理業者名・代表者名	
	本社所在地・電話番号	
	施設の設置場所	
	施設責任者氏名	
保管する産業廃棄物の種類および保管量		
最大保管高さ		
許可番号		
許可期限		年 月 日～ 年 月 日
許可条件		

2m
以上

1m
以上

※東京都では、積替保管施設、中間処理施設の掲示板は、縦1m、横2m以上の設置を求めています。

出典：東京都環境局（令和3年4月）「事前計画書作成の手引（収集運搬業 積替え保管施設用）」

中間処理基準（処分・再生基準）

- 廃棄物の飛散、流出を防止する
- 悪臭、騒音、振動で生活環境に支障を生じさせない
- 廃棄物の再生や処分は、定められた方法及び構造の施設で行う
- 廃棄物の保管量は、基本的に **1日の処理能力の14倍** を超えない
- 処理や再生に必要な期間を超えて、廃棄物を保管しない
- 保管、囲い、掲示板等は、産業廃棄物の保管基準による

産業廃棄物処理施設の構造基準・維持管理基準（各施設共通）

- 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全である
- 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられている
- 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられている
- 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわない
- 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられている
- 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有する

処理施設の設置許可

● 処理施設の設置許可が必要な施設（法第15条・政令第7条）

	施設の種類	基準	15条施設 (設置許可要)
処分施設	・脱水施設（汚泥）	処理能力10m ³ /日	超
	・乾燥施設（汚泥）	処理能力10m ³ /日	超
	・天日乾燥施設（汚泥）	処理能力100m ³ /日	超
	・油水分離施設（廃油）	処理能力10m ³ /日	超
	・中和施設（廃酸または廃アルカリ）	処理能力50m ³ /日	超
	・破碎施設（廃プラスチック類）・（木くずまたはがれき類）	処理能力5 t /日	超
	・コンクリート固形化施設（有害物質を含む汚泥）	-	全ての施設
	・ばい焼施設（水銀またはその化合物を含む汚泥）	-	全ての施設
	・廃水銀等の硫化施設	-	全ての施設
	・分解施設（汚泥、廃酸または廃アルカリに含まれるシアン化合物）	-	全ての施設
	・溶融施設（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設）	-	全ての施設
	・分解施設、洗浄施設又は分離施設（PCB廃棄物）	-	全ての施設
焼却施設	・汚泥	処理能力5m ³ /日	超
		200 k g /時間	以上
		火格子面積2m ²	以上
	・廃油	処理能力1 m ³ /日	超
		200 k g /時間	以上
		火格子面積2m ²	以上
	・廃プラスチック類	処理能力100 k g /日	超
		火格子面積2m ²	以上
	・PCB廃棄物	-	全ての施設
	・その他の産業廃棄物	処理能力200 k g /日	以上
		火格子面積2m ²	以上

埋立処分基準

＜最終処分＞ 処理施設の設置許可が必要な施設（法第15条・政令第7条）

- 廃棄物の飛散、流出を防止する
- 悪臭、騒音、振動で生活環境に支障を生じさせない
- ネズミや害虫が発生しないようにする
- 埋立処分場所に囲いや掲示板を設置する
- 廃棄物の種類毎に定めた埋立処分の基準に従う

埋立処分場の技術上の基準、維持管理の基準

法令で詳細に設定されており、
法令上も環境保全上も難易度が極めて高い！

最終処分場

有害物質の有無で3種に区分

安定型

有害物質を含まない廃棄物のみ ※展開検査あり

●安定5品目（地下水汚染の恐れがないもの）

- ・ 廃プラスチック類 ・ ゴムくず ・ 金属くず
- ・ ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず
- ・ がれき類

● 鉍さい（廃石綿、石綿含有廃棄物を溶融又は無害化処理した後のもので、有害物質に関する基準を満たしているもの）

管理型

有害物質が判定基準以下の廃棄物

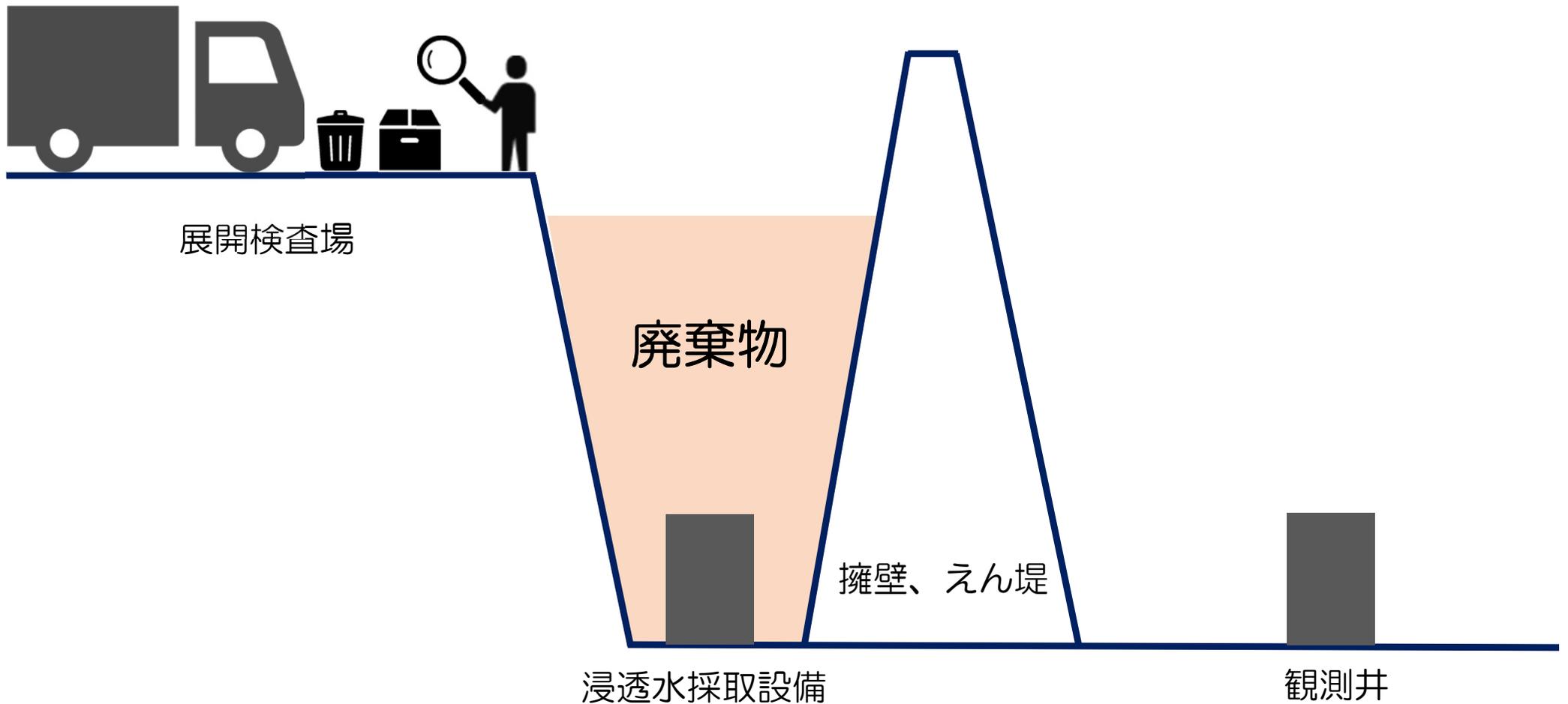
浸出液を集水し、処理施設で処理後に公共水域へ放流

遮断型

有害物質が判定基準を超える廃棄物

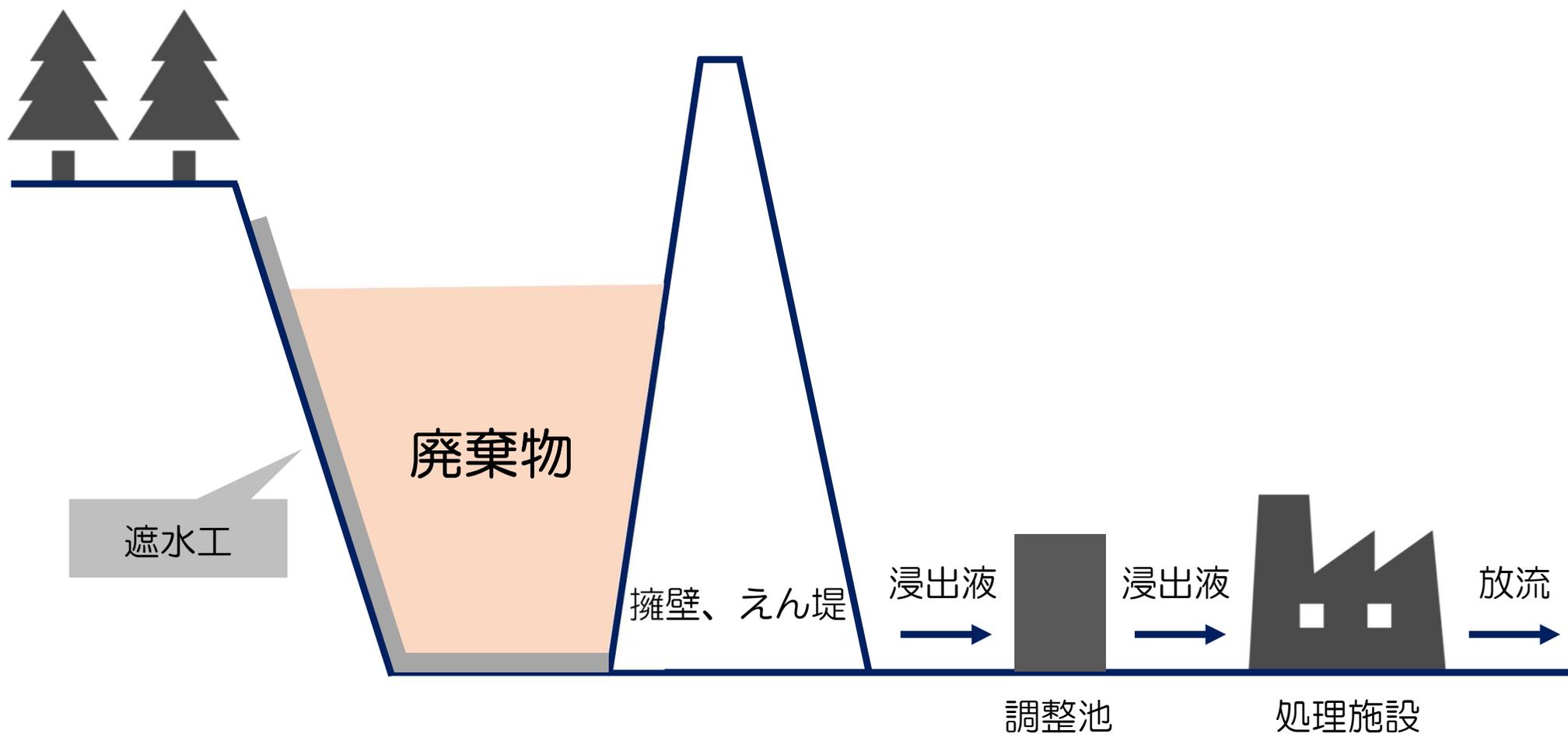
有害物質を公共水域及び地下水と完全に遮断する構造

安定型最終処分場の構造 (概略図)



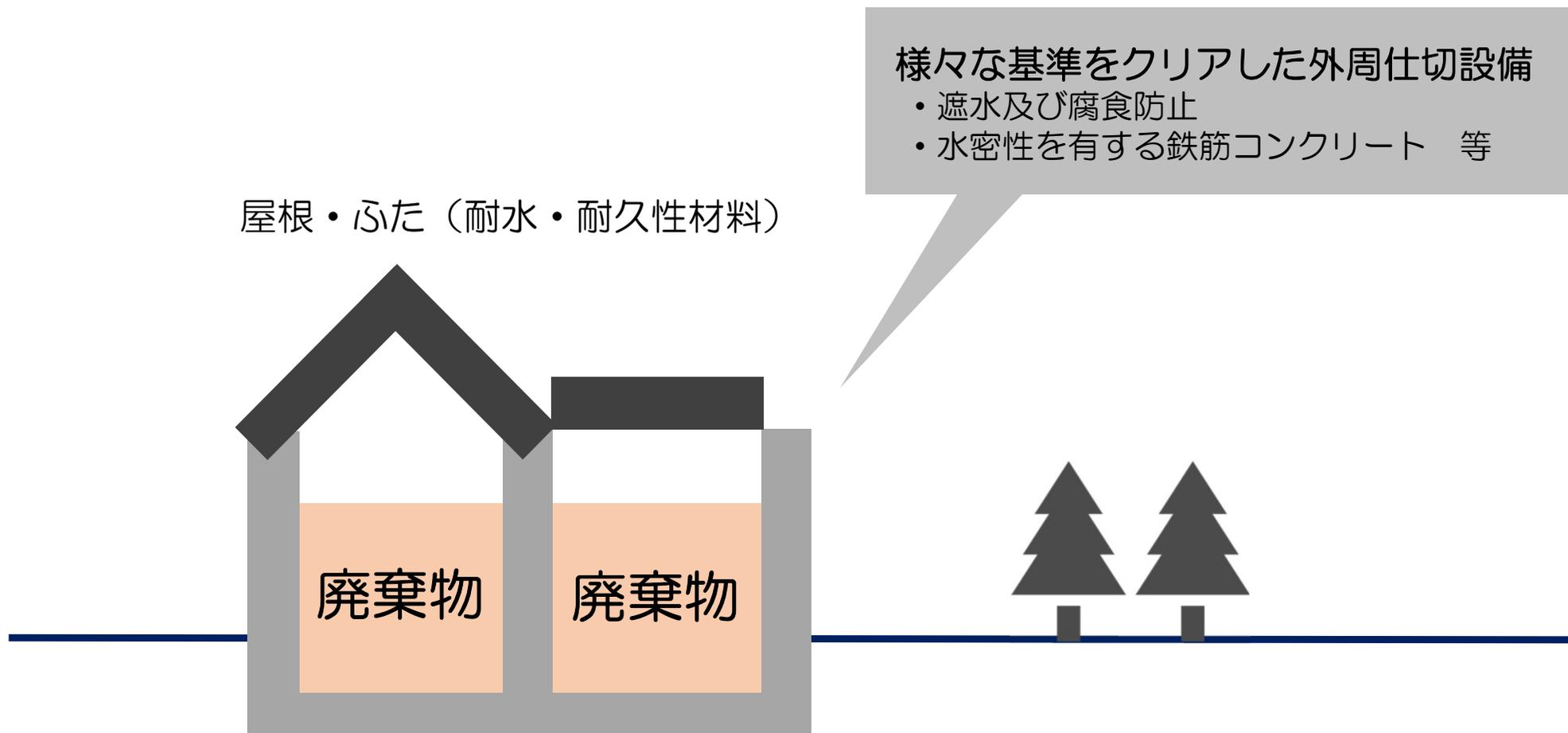
出典：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令より作成

管理型最終処分場の構造 (概略図)



出典：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令より作成

遮断型最終処分場の構造 (概略図)



出典：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」より作成



7. 委託とその手続きは
どうすればいいの？

情報提供不足による事故

平成24年5月、利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドによる取水障害が発生した。この事故は、産業廃棄物に含まれていた原因物質（ヘキサメチレンテトラミン）が廃棄物処理業者での処理で十分に処理されず、公用水域に排出され、浄水場で塩素消毒により化学反応がおこり、ホルムアルデヒドが発生したものである。

排出事業者から処理業者へ委託契約する際に、情報伝達が十分でなかったことが原因に挙げられている。



平成25年6月 環境省
廃棄物情報の提供に関するガイドラインを改定
<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

廃棄物情報の提供に関するガイドライン

- 廃棄物の性状等の情報不足
- 提供された情報と廃棄物の性状が不一致



事故発生の原因に

排出事業者に対して

- 廃棄物を引き渡す際、性状や取り扱い時の注意事項等の**情報の提供を義務づけ**
- 他の廃棄物との混合を避けるため、保管方法・容器、表示等により管理を徹底
- 有害な化学物質等を含む製品や譲渡に関する安全データシート（SDS）を提供

処理業者は

- 有害化学物質や危険物等又は含む恐れがあるもの（汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ等）の廃棄物処理を受託する場合は、**WDSやSDS等の提供を必ず受け、内容を確認**すること
- 製造工程の変化などにより廃棄物の性状や含有物等が変動する場合は、排出事業者から変動情報の提供を遅れることなく受け取り、安全の確保を図ること
- 搬出・運搬の際には他の廃棄物と混合を避け、容器等の表示を確認しながら作業を行うこと

出典：環境省（平成25年6月）「廃棄物情報の提供に関するガイドライン-WDSガイドライン（第2版）」

WDS (廃棄物データシート)

< 表 面 >

管理番号.....

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日

記入者

1 排出事業者	名称 所在地 〒 TEL FAX	所属 担当者	
2 廃棄物の名称			
3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) □ 分析表添付(組成)	主成分 他 ・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。	MSDSがある場合、CAS No.	
4 廃棄物の種類 □ 産業廃棄物 □ 特別管理産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他() ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物... <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物... <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等... <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)		
5 特定有害廃棄物 ()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ □ 分析表添付(廃棄物処理法)	アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロプロパン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () テウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () チオベンカルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()		
6 PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
7 水道水源における消毒副生成物前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアミン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(臭素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)		
8 その他含有物質 ()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ □ 分析表添付(組成)	硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () その他 ()		

9 有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(℃) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(℃) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物質 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他()
10 廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分()
11 品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12 関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13 荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車両() <input type="checkbox"/> その他()
14 排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) () kg・t・ μ m ³ ・本・缶・袋・個 / 年・月・週・日
15 特別注意事項 (有・無)	※ 取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食の可能性/注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】その他の情報

- ・ サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部有・サンプル無・写真有)
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
 「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

< 排出事業者及び処理業者内容確認欄 >

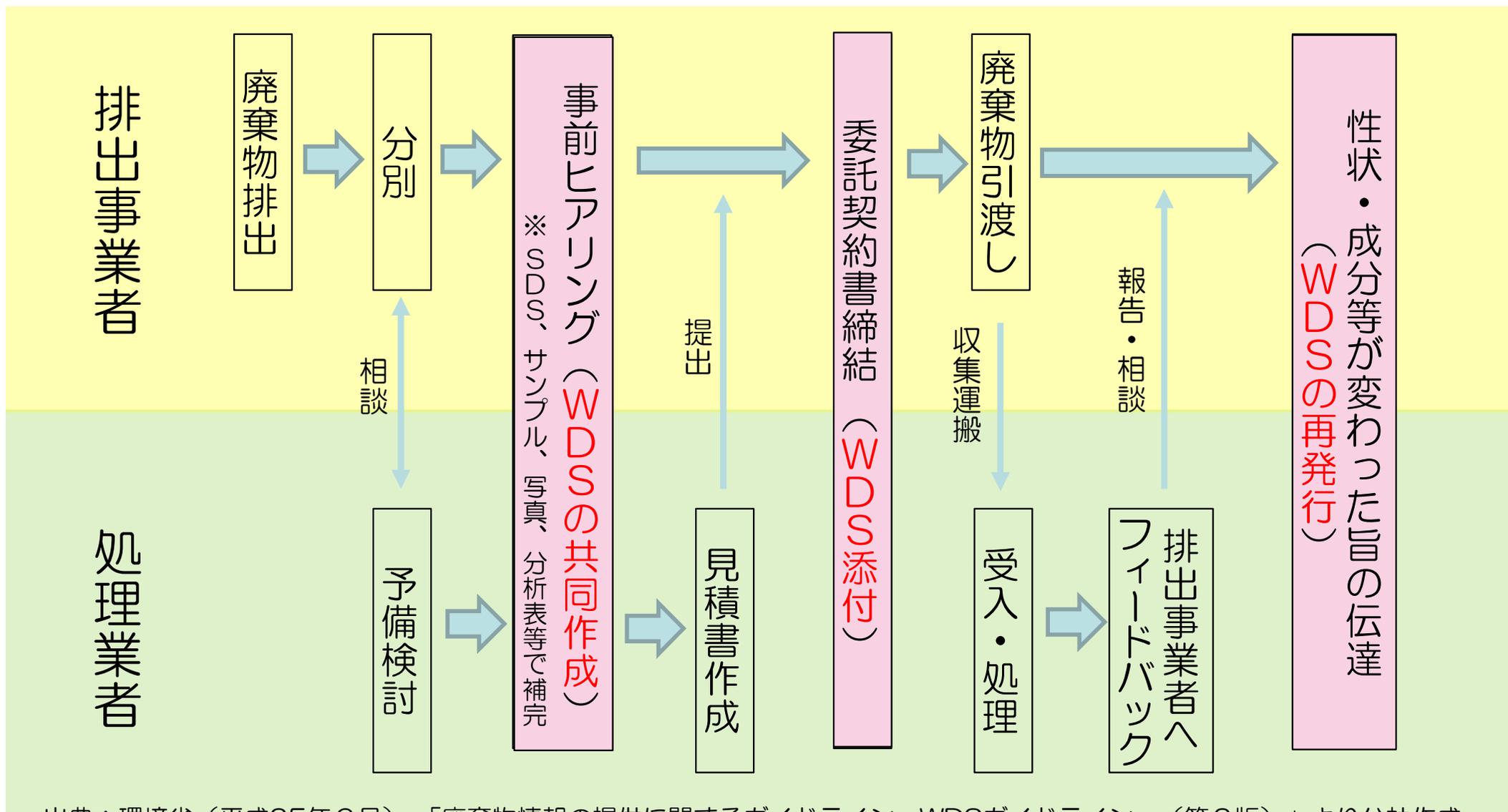
No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

< 変更履歴 >				
No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省

出典：環境省(平成25年6月) 「廃棄物情報の提供に関するガイドライン-WDSガイドライン(第2版)」

双方向コミュニケーションの運用図



出典：環境省（平成25年6月）「廃棄物情報の提供に関するガイドライン-WDSガイドライン（第2版）」より公社作成

処理委託の原則

排出事業者自ら処理が原則

→ 自ら処理ができない場合、委託処理ができる
ただし、基準の遵守が義務

●個別契約

排出事業者と収集運搬業者、排出事業者と処分業者

●処理委託契約の5原則

① 許可を持った業者に委託

② 書面で契約（電子契約も可）

③ 必要な項目を記載

排出事業者は性状を説明しなくてはならない（WDS：廃棄物データシート）

→ 良く分からないものを受託してはダメ

④ 5年間保存

⑤ 許可証等の写しを添付

委託契約

- 収集運搬及び処分方法、処理料金、支払方法、引渡方法などを決める
- 契約と違うものは引き取れない
→ 引き取る際に確認する



法が定める排出事業者責任と現実には、ズレがある



排出事業者の責任をしっかりと果たせるようサポートしつつ、ビジネスに結びつけていく姿勢がとても大切！

契約書の作成

法が求める委託契約書の作成方法
(条文、様式や記入の仕方等)

- 委託契約書の条文（記載事項）や添付書類
→ 政令・省令で定められている
- 様式や記入の仕方等
東京都環境局のホームページで
提供するモデル契約書
→ 必要事項を記入し、
必要な書類を添付



契約書法定記載事項（1）

必要な条項	委託の種類への対応	
	収集運搬	処分
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用
運搬の最終目的地	適用	
処分又は再生の場所の所在地		適用
処分又は再生の方法		適用
処分又は再生の施設の処理能力		適用
最終処分の場所の所在地		適用
最終処分の方法		適用
最終処分施設の処理能力		適用
委託契約の有効期間	適用	適用
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用

契約書法定記載事項 (2)

必要な条項		委託の種類への対応	
		収集運搬	処 分
積替え又は保管（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）			
	積替え保管場所の所在地	適用	
	積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限	適用	
	安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	適用	
委託者側から適正処理に必要な情報			
	産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	適用	適用
	通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	適用	適用
	他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	適用	適用
	JIS C0950に規定する含有マークの表示に関する事項	適用	適用
	石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨	適用	適用
	その他取り扱う際に注意すべき事項	適用	適用
契約期間中に適正処理に必要な情報(上記の6項目)に変更があった場合の情報伝達に関する事項		適用	適用
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項		適用	適用
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い		適用	適用



8. マニフェストって
なんだらう？

マニフェストとは

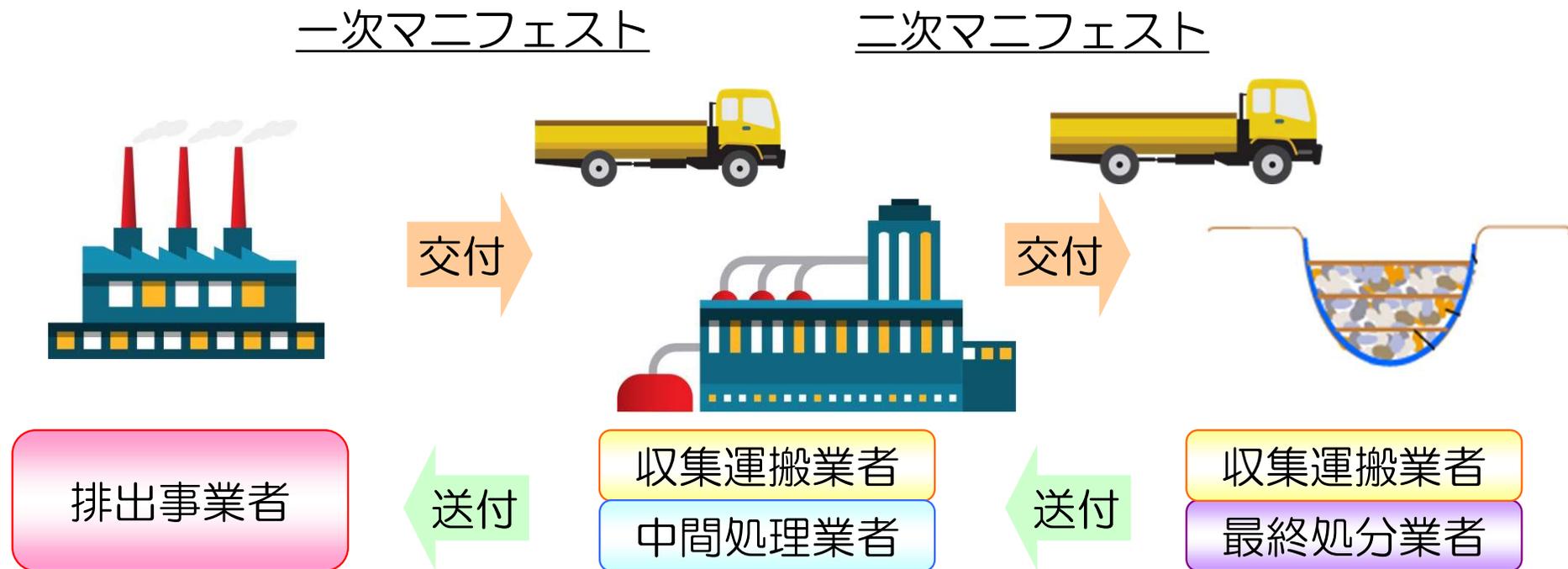
- 廃棄物の処理が適正に実施されたか確認するための書類
- 排出事業者は、マニフェストを交付して、「委託した廃棄物が適正に処理されたか」確認する義務あり
- 紙マニフェスト : 複写式の紙伝票を利用
電子マニフェスト : 情報処理センターに情報登録
- 直行用 (7枚複写) : 処分業者に直接運搬する場合
積替用 (8枚複写) : 積み替えが行われる場合
- 排出事業者に交付義務



マニフェストの交付を受けずに
産業廃棄物を引き受けることは**廃棄物処理法違反!**

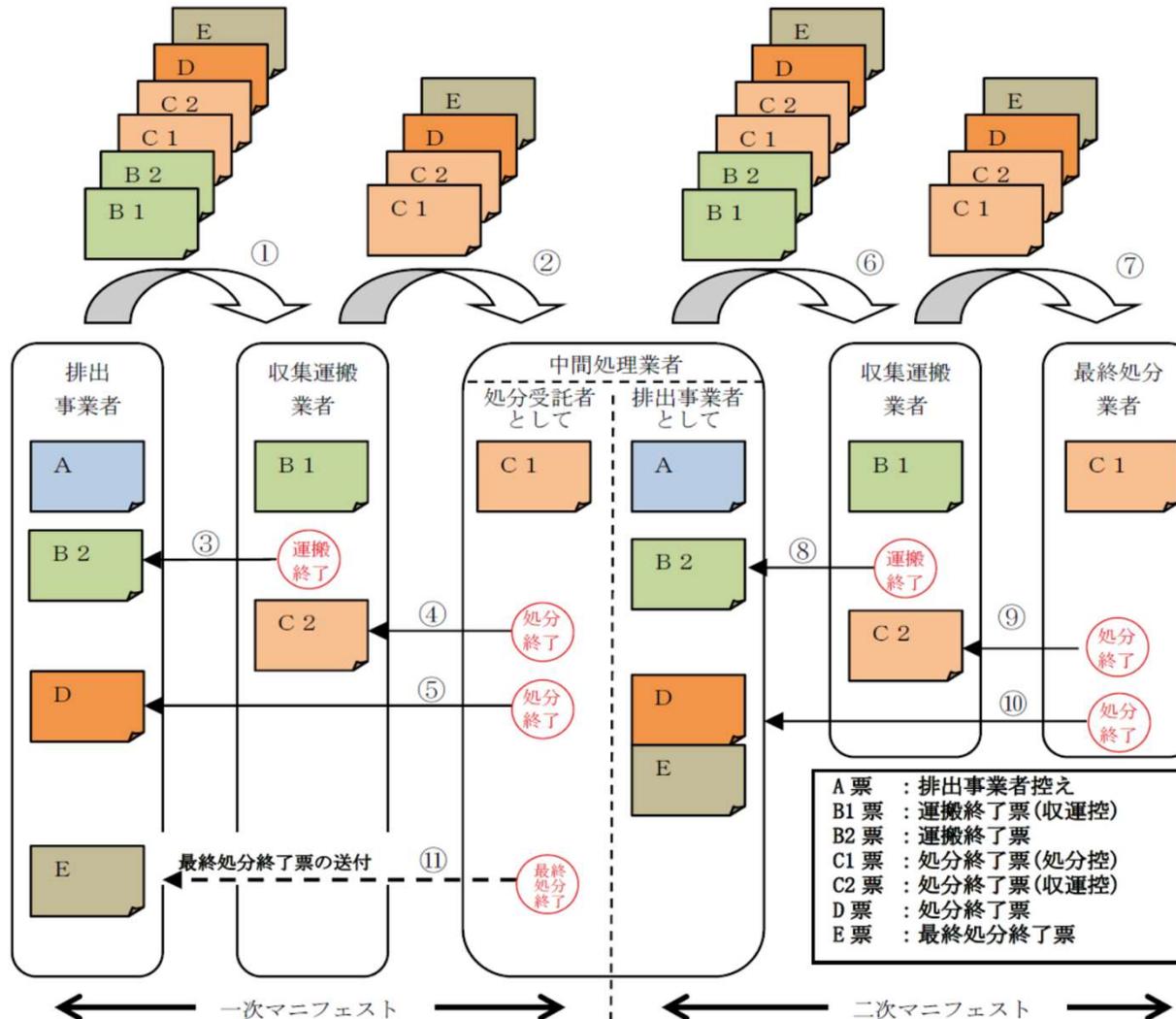
(マニフェスト不交付時における産業廃棄物の引き受け禁止 改正法第12条の4第2項関係)

排出事業者とマニフェストの関係



- 排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者間でやりとりするものが、一次マニフェスト
- 中間処理業者、収集運搬業者、最終処分業者間でやりとりするものが、二次マニフェスト

マニフェストの流れ



出典: 東京都環境局「産業廃棄物適正処理ハンドブック」(令和4年5月)

マニフェストの交付単位 (1)

マニフェストは、原則として廃棄物の種類毎、運搬車毎、運搬先毎に作成

- 1台の運搬車で2種類の廃棄物を運ぶ場合



- 2台の運搬車で同じ種類の廃棄物を運ぶ場合



- 1台の運搬車で同じ種類の廃棄物を2箇所の運搬先に運ぶ場合



マニフェストの交付単位 (2)

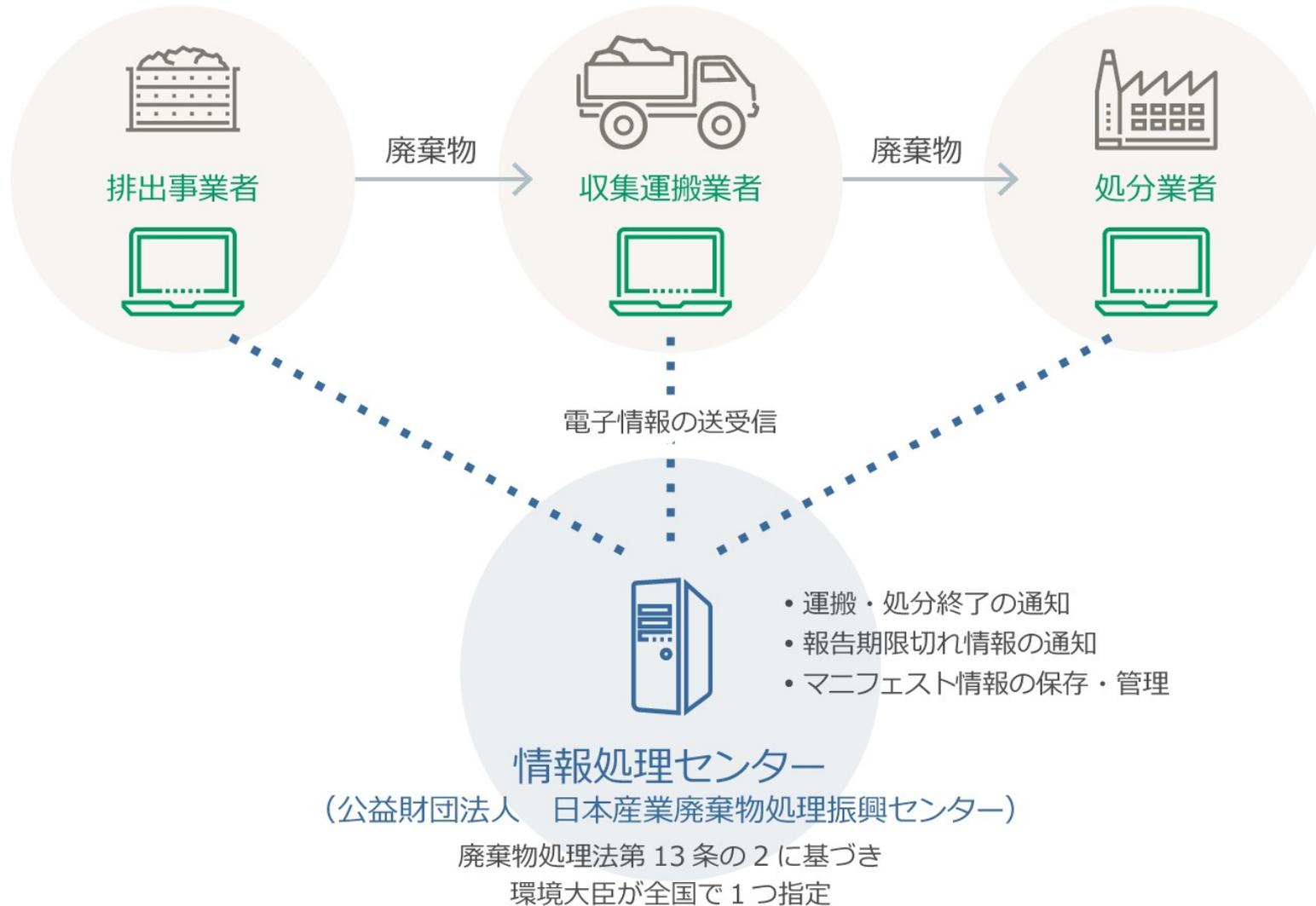
- ただし、シュレッダーダストのように**複数の廃棄物が一体不可分**の場合は、一種類として扱ってもよいことになっています。



- また、複数の運搬車に対して**同時に**引き渡され、なおかつ運搬先が**同一**である場合はマニフェストを1つに統一してもよいことになっています。



電子マニフェストの仕組み



出典：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター ホームページ

電子マニフェストの義務化 (2020年4月1日施行)

<対象>

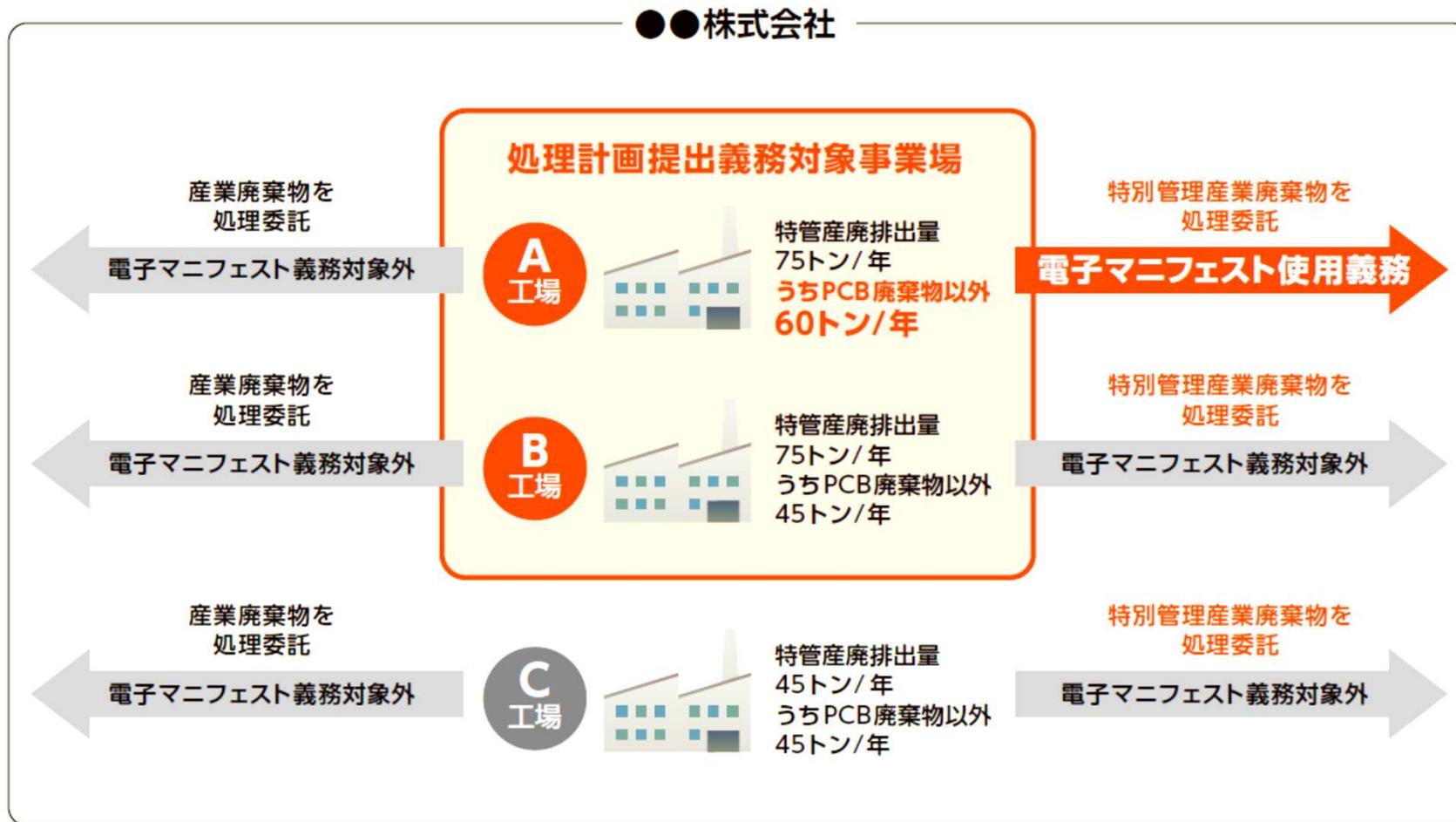
- 前々年度の特別管理産業廃棄物 (PCB廃棄物を除く) の発生量が50トン以上の事業場を設置しており、その処理を委託している事業者
- 同一の事業場から発生する産業廃棄物やPCB廃棄物を委託する場合は、当該廃棄物については紙マニフェストも使用可能
⇒業務効率化の観点から、電子化を推奨

<義務対象か判断する際のポイント>

- ① 年度ごとに判断
発生量が50トン未満となった年度の翌々年度は、義務対象から外れる
⇒年間50トン以上になった場合は再び義務対象となる。
- ② 多量排出事業者の処理計画に記載する排出量を基準に判断

電子マニフェストの義務化（例）

電子マニフェスト使用義務の対象（例）



出典：環境省「特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者のみなさまへ」（平成31年3月）



8-3) 電子マニフェスト制度

電子マニフェストと紙マニフェストの比較

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
排出事業者	マニフェストの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡し日から3日以内（土日・祝日及び年末年始を含めない）にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 ※3日以内とは、廃棄物を引渡し日を含まない（以下同様）	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にマニフェストを交付
	処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認	1.運搬終了報告：B2票とA票を照合して確認 2.処分終了報告：D票とA票を照合して確認 3.最終処分終了報告：E票とA票を照合して確認
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	1.交付したマニフェストA票を5年間保存 2.収集運搬業者および処理業者より送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
	産業廃棄物管理票交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、報告が不要	都道府県・政令市に自ら報告
収集運搬業者	運搬終了報告	運搬終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	運搬終了日から10日以内に、必要事項を記載したB2票を排出事業者に送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	処分業者より送付されたC2票を5年間保存
処分業者	処分終了報告	処分終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	処分終了日から10日以内に、必要事項を記載したC2票を収集運搬業者、D票・E票を排出事業者に送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	C1票を5年間保存

出典：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターリーフレット「電子マニフェストをはじめよう」より作成

帳簿とは

- 日々の産業廃棄物処理業務を計画的に履行し、その結果を正確に把握するための書類（様式は定められていない）
- 帳簿の記載事項と記載期限
 - ・ 産業廃棄物の種類ごと
 - ・ 事業区分に応じて必要な記載事項
 - ・ 所定の期限までに記載
- 帳簿の備付け・閉鎖・保存義務の内容
 - ・ 事業場ごとに備付ける
 - ・ 1年ごとに閉鎖する
 - ・ 5年間保存する

帳簿の記載事項と記載期限

《収集運搬を行う場合》

記載事項	記載期限
収集又は運搬年月日	翌月末まで
交付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	マニフェストが交付された日から10日以内
受入先ごとの受入量	翌月末まで
運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	翌月末まで
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	翌月末まで

《処分を行う場合》

記載事項	記載期限
受入れ又は処分年月日	翌月末まで
交付又は回付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	マニフェストが交付された日から10日以内
受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	翌月末まで
処分した場合には、処分方法ごとの処分量	翌月末まで
処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量	翌月末まで

8-4) 帳簿の作成・保存

《運搬を委託する場合》（中間処理業者が委託する場合、2次マニフェスト）

記載事項	記載期限
委託年月日	翌月末まで
受託者の氏名又は名称、住所、許可番号	翌月末まで
交付したマニフェストごとの交付年月日、交付番号	廃棄物の引渡しまで
運搬先ごとの委託量	翌月末まで

《処分を委託する場合》（中間処理業者が委託する場合、2次マニフェスト）

記載事項	記載期限
委託年月日	翌月末まで
受託者の氏名又は名称、住所、許可番号	翌月末まで
交付したマニフェストごとの交付年月日、交付番号	廃棄物の引渡しまで
交付したマニフェストごとの、交付又は回付されて受け入れた産業廃棄物に係るマニフェストの交付者（排出事業者）の氏名又は、名称、交付年月日、交付番号	廃棄物の引渡しまで
交付したマニフェストごとの、受け入れた産業廃棄物に係る施行規則第8条の31の2第3号の規定による通知に係る処分を委託した者（排出事業者）の氏名又は名称、登録番号	廃棄物の引渡しまで
受託者ごとの委託の内容及び委託量	翌月末まで

帳簿の記入例

収集運搬業（積替え保管ありの場合）

産業廃棄物の種類	収集又は運搬年月日	管理票交付者の氏名・名称 交付年月日 交付番号	受入量	運搬方法 運搬先・運搬量	積替保管場所からの搬出量
がれき類	R2.4.1	〇〇(株) 産廃 太郎 R2.4.1 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	4t	4tダンプ □□(株)積替保管施設 運搬量4t	
がれき類	R2.4.2	〇〇(株) 産廃 次郎 R2.4.2 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	4t	4tダンプ □□(株)積替保管施設 運搬量4t	
がれき類	R2.4.3 (搬出日)			10tダンプ ◎◎(株)中間処理場 8t	8t

※電子マニフェストを利用しても帳簿は必要です。

※電子マニフェストの受渡確認票若しくはダウンロードデータが帳簿の記載事項を網羅していれば、これらを時系列的に保存することで帳簿の記載・備付けに代用できます。

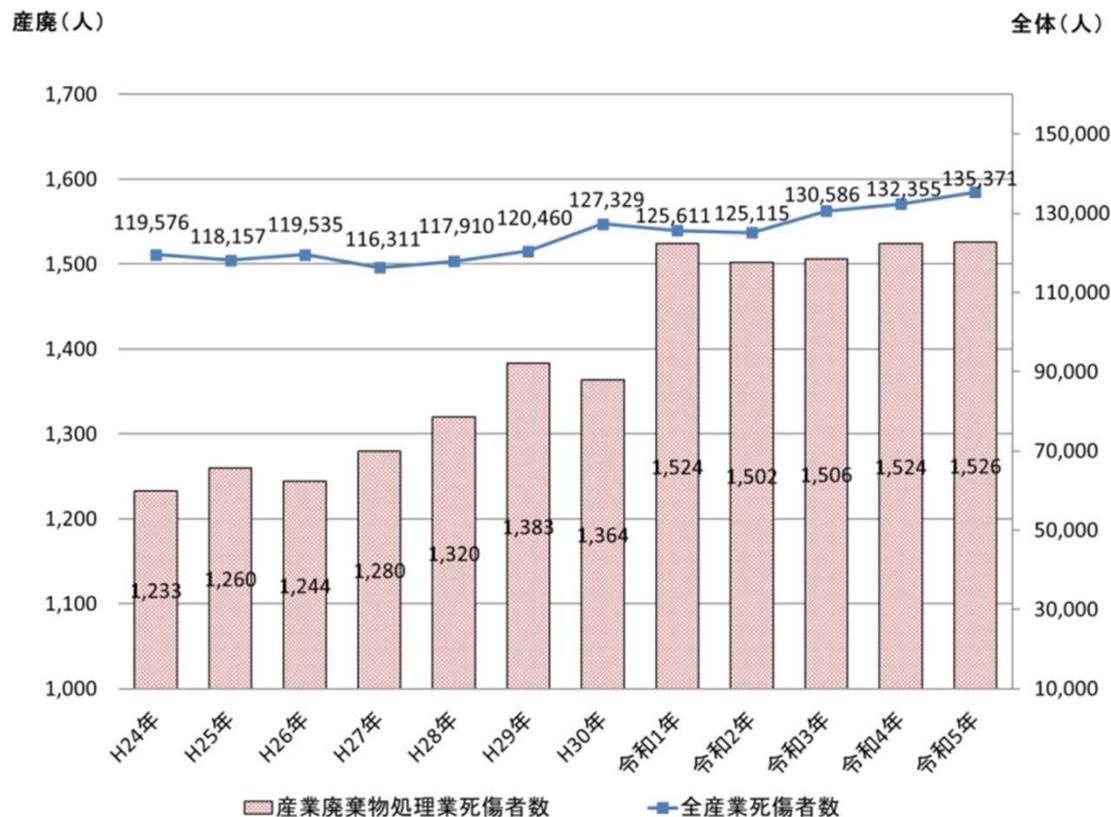
※運搬方法については、電子マニフェストに入力欄がないので、ご注意ください。



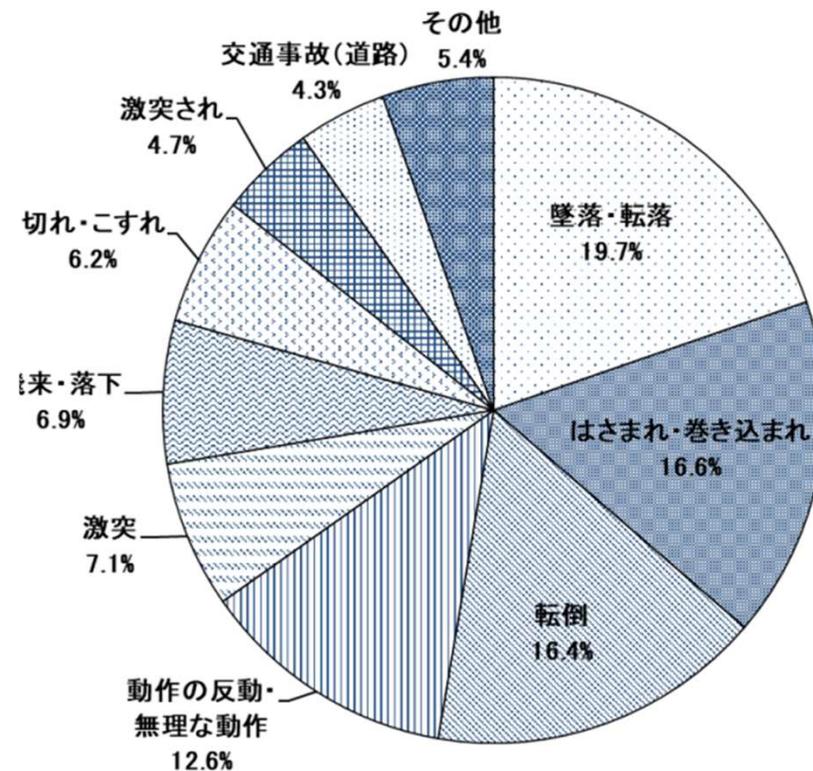
9. 作業時の安全確保や 事故時の対応が大切ですよ！

労働災害の発生状況（令和5年）

休業4日以上の死傷者数



死傷災害発生状況【事故の型別】

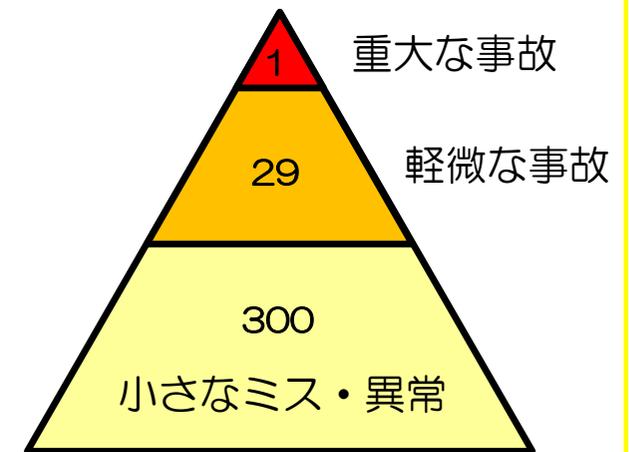


出典：〔公社〕全国産業資源循環連合会「産業廃棄物処理業における労働災害の発生状況」（令和6年6月）

安全確保のために

- 作業手順の確認
手順書や作業フローを作成して確認
- 危険予知 (KY)、リスクアセスメント、安全確認
危険な作業や場所を予知、措置を検討して実施
安全が確保されているか確認して作業
- 身を守る道具の準備と保護具の着用
予め必要な道具を準備して、確実に使用
必ず保護具を着用してから作業
- 道路交通法の遵守
法律を守り安全運転
- 日常点検や事例に学ぶ予防保全
日常点検で事前に不具合を発見、修理
過去の作業や事故などの事例を参考に点検

ハインリッヒの法則



事故事例 一 三重県RDF発電所 RDF貯蔵槽爆発事故



RDF（固形燃料）

これを機に 平成16年法改正 産廃処理施設における事故時の措置新設

出典：三重県、(一財)消防防災科学センター

収集運搬車火災事故事例



- 複数のテナントからの廃棄物を収集している際に車両後部から発火
- 消防による消火活動のため、車両後部を切断

収集運搬車火災事故事例



廃棄物の中には、契約には無い、可燃性ガスと思われるボンベ類が複数個発見された

まず、避難！！

● 収集運搬時の事故・故障時

- ① 安全な場所へ避難
- ② 交通事故の場合は負傷者の手当て、現場の安全確保、警察への通報
- ③ 上司へ報告、指示に従う

● 処分場での事故・故障時

- ① 安全な場所へ避難
- ② 処分場責任者へ報告、指示に従う
- ③ 上司へ報告

緊急時対応マニュアルや応急措置器具の準備

あることを確認しよう！

訓練しよう！



10. 東京都及び国の取組み

東京都環境基本計画

- ▶ 持続可能な社会の実現に向けて、東京都環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた計画

東京都環境基本計画 2022(令和4)年9月



東京都

環境基本計画で掲げる目指す都市の姿と主な2030年目標

<目指す都市の姿>

「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適な
未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京
 を目指していく

<主な2030年目標>



出典：東京都環境局（令和4年9月）「東京都環境基本計画〈概要版〉」

東京都環境基本計画

戦略1-5 持続可能な資源利用の実現



2050年のあるべき姿

- 持続可能な資源利用が定着
- CO₂排出実質ゼロのプラスチック利用が実現
- 食品ロス発生実質ゼロが実現

2030年目標



現状

- ・ 家庭と大規模オフィスビルから排出される廃プラスチックの焼却量は約70万t (2019年度)
- ・ 都内全体の食品ロス発生量は、約44.5万t、うち事業系が約29.4万t、家庭系が約15.1万tと推計
- ・ 東京における消費ベース温室効果ガス排出量 (2015年) を試算したところ、約2.1億t-CO₂であり、生産ベースの約2.6倍以上

【都内の食品ロス発生量の内訳】

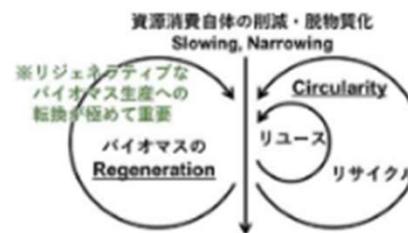


施策の方向性

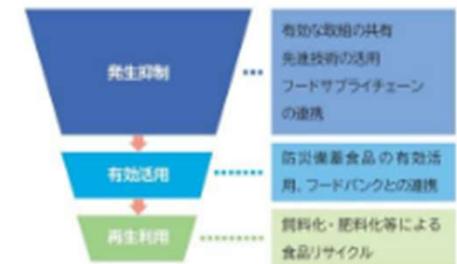
持続可能な資源利用を実現し、CO₂排出実質ゼロを達成するため、サーキュラーエコノミーへ移行

- **新しいプラスチック利用の姿**
 - ・ 2R (リデュース・リユース) ビジネスの主流化や水平リサイクルの実装を進めることで、CO₂排出実質ゼロの「カーボン・クローズド・サイクル」を実現
 - ・ 先進企業と連携したイノベーションの創出や、区市町村によるプラスチック等の再資源化を支援
- **食品ロス対策**
 - ・ 都民・事業者の行動変容の促進、AI・ICTなどの先進技術を活用した食品ロス削減や防災備蓄食品の有効活用に取り組み、それでもなお発生する食品ロスは、飼料化・肥料化などリサイクルを推進
- **3Rの更なる推進**
 - ・ 太陽光パネルのリサイクルやエコマテリアルなどの利用促進、バイオマス資源の活用方法の検討やAI・ICT技術を活用した廃棄物処理の高度化など資源循環利用を促進

【サーキュラーエコノミーの概念】



【食品ロス削減の取組の優先順位】



出典：東京都環境局（令和4年9月）「東京都環境基本計画〈概要版〉」



東京都資源循環・廃棄物処理計画

◇位置付け:廃棄物処理法に基づく法定計画であり、
東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画

◇期間:2021年度から2025年度までの5年間
(2050年を見据えた2030年のビジョンを提示)

【2030年度に向けた東京都資源循環・廃棄物処理のあるべき姿】

東京が大都市としての活力を維持し、社会を発展させるため、持続可能な形で資源を利用する社会の構築を目指すとともに、社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で、社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指す

「東京都資源循環・廃棄物処理計画の目標」

計画目標	2025年度	2030年度
【資源ロスの削減】 ①一般廃棄物排出量 ②プラスチック焼却削減量 ③食品ロス削減量	440万トン - -	410万トン 40% 38万トン
【循環的利用の推進と最終処分量の削減】 ④一般廃棄物再生利用率 ⑤最終処分量	31% 82万トン	37% 77万トン
【災害廃棄物の処理体制の構築】 ⑥区市町村災害廃棄物処理計画策定率	100%	-

出典:東京都環境局「東京都資源循環・廃棄物処理計画」(令和3年9月)



東京都資源循環・廃棄物処理計画

【三本の柱】

(1) 持続可能な資源利用の実現 ⇒ 施策1、施策2

- ・天然資源の消費量を削除し、資源の採取から消費に係る環境負荷を低減
- ・資源を巡る様々な社会問題の解決に貢献
- ・発生した循環資源や廃棄物は、循環型社会形成推進基本法で掲げる原則にのっとり3Rを徹底

(2) 廃棄物処理システムのレベルアップ ⇒ 施策3、施策4

- ・社会構造の変革時においても廃棄物・リサイクルの仕組みを維持する必要
- ・ごみ排出時のサポートから、デジタル化の促進等による廃棄物処理の業務・処理プロセスの高度化・効率化まで、あらゆる場面・プロセスでの改善が必要
- ・社会システムとして、廃棄物処理システムを強化

(3) 社会課題への果敢なチャレンジ ⇒ 施策5

- ・新型コロナウイルス感染症等の未曾有の危機にも対応できる廃棄物処理システムを確立
- ・災害発生時、迅速かつ適正な災害廃棄物処理の実施
- ・2050年CO₂排出実質ゼロ（ゼロエミッション）は人類共通の最大の課題であることを認識し、廃棄物分野の取組を加速



東京都資源循環・廃棄物処理計画

主要な施策

施策1 資源ロスの更なる削減

…プラスチック削減や食品ロス削減計画に基づいた施策の実施、廃棄物発生抑制策の検討

施策2 廃棄物の循環利用の更なる促進

…リサイクルなど、家庭や事業者からのごみの3Rを推進・促進

施策3 廃棄物処理システムの強化

…社会に適応した業務効率化、PCB対策及び不法投棄対策推進

施策4 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

…事業者が新たな取組にチャレンジできる環境整備、

サーキュラー・エコノミーに向けた枠組を検討するなど環境対策と経済を両立

施策5 社会的な課題へ

…感染症対策、首都直下型地震等への備え各団体との連携推進、

ゼロエミッションに向けた政策の検討、個別事業実施

東京都優良性基準適合認定制度

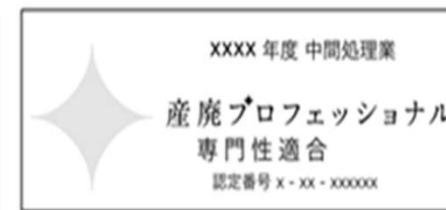
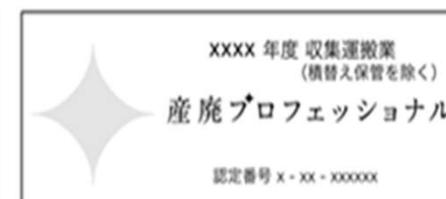
<制度創設の趣旨>

- 許可基準を超え、更に事業の透明性に優れ、先駆的な処理や資源化に取り組む、経営・管理体制も健全である信頼性の高い処理業者であることを**第三者が評価し認定**する制度を創設
- 本認定制度により**業界全体の信頼性向上とビジネスチャンスの拡大**に繋げる

◆ 正式名称 産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度

◆ 認定制度開始時期 平成21年10月～

「基本デザインの例」



制度の特徴

- ①事業の内容や取組状況に応じた2つの認定区分
 - 産廃エキスパート（業界のトップランナー）
 - 産廃プロフェッショナル（業界の中核的な役割を担う優良業者）
- ②信頼度や環境に配慮したより高度な取組を総合評価
 - 評価項目
「遵法性」「安定性」「先進的な取組」
 - 審査方法
 - 書面審査 行政指導、納税、経理的事項、情報公開等
 - 現地審査 契約書、マニフェスト、帳簿、経営者面談、労働安全衛生（現場管理）等
- ③評価委員会を設置し公平・公正に評価・認定
- ④認定証等を交付 認定ロゴマーク使用



10-3) 東京都優良性基準適合認定制度

優良性基準適合認定制度（東京都）と 優良産廃処理業者認定制度（国）の主な相違点

	東京都	国
名称	優良性基準適合認定制度	優良産廃処理業者認定制度
開始年月日	平成21年10月開始	平成23年4月1日施行 (優良性評価制度としては平成17年4月1日)
申請資格	東京都又は八王子市もしくはその両方の産業廃棄物処理業の許可を取得後1年以上の者	都道府県の許可を有し、事業実績が5年以上の者
審査項目	産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルの2種類があり、必須項目と選択式加点項目がある。選択により評価項目が増減する。 (1) 遵法制 (2) 安定性 (3) 先進的な取組（産廃エキスパートのみ） (4) 専門性（感染性廃棄物取扱のみ） 産廃エキスパート（第1種）では、環境省の制度の項目を包括的に反映しています。	全てが必須項目 ① 遵法性 ② 事業の透明性 ③ 環境配慮の取組 ④ 電子マニフェスト ⑤ 財務体質の健全性
審査手法	東京都知事指定の第三者評価機関が書面審査及び <u>現地審査</u> により認定	許可権者（都道府県知事）が書面審査により認定
認定期間	<u>新規申請者：2年間</u> <u>更新申請者：3年間</u>	7年間
メリット	① 排出事業者責任の履行（注意義務） ② 産業廃棄物の処理を優良認定業者に委託していることにより、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピールできる。 ③ インターネット上で容易に優良で信頼のできる処理業者を選択でき、かつ処理状況を間接的に確認することができる。	
許可証の表示	ロゴマークの表示	優の表示



国の環境配慮契約法

環境配慮契約法【平成19年11月施行】

- ・・・国及び独立行政法人等、地方公共団体を対象に
入札等による契約の段階で、環境配慮契約の推進を図る法律

平成25年2月

環境配慮契約法の対象に

「産業廃棄物の処理に係る契約」が新たに追加
契約の際には、**優良認定業者が有利に取り扱われます**

「産業廃棄物の処理に係る契約」は裾きり方式で評価されます
⇒温室効果ガス排出削減の観点から、入札参加資格を設定し、
①環境配慮への取り組み状況、②優良基準への適合状況等の項目で、
基準値を満たした事業者の中から価格に基づき落札者を決定する方式

入札条件

～環境配慮契約法の評価基準の基準値を満たせば、入札参加できます～

●国

優良産廃処理業者認定制度の優良認定を受けている場合

- 環境配慮契約法の基本の評価項目（優良基準への適合）は満たしている

●東京都

優良性基準適合認定制度の優良認定を受けている場合

- 環境配慮契約法の基本の評価項目は、都の優良性基準適合認定制度の評価項目と重複している。

環境配慮契約法の評価項目は、発注者によって異なるので、
入札する契約について、評価項目の確認が必要！

廃棄物処理施設の省エネ対策

●省エネルギー診断 (無料)

東京都地球温暖化防止活動推進センター (愛称:クール・ネット東京) の技術専門員が、直接事業所にお伺いして、電気やガス等の使用状況を診断し、省エネに関する提案や技術的な助言を行います。これまでの診断実績約6,000件!

廃棄物処理施設の省エネ診断は、累計**70**件実施!

●平均光熱水費

年間約1,265万円



●平均削減金額

約170万円の経費削減

(運用改善: 約50万円、設備改善: 約120万円)

※提案ベースの実績



(省エネ診断のお問い合わせ・お申込は)
クール・ネット東京 省エネ推進チーム

TEL 03-5990-5087

提案事例：【コンプレッサ】吐出圧力の調整

平均年間削減金額

約 5万円

● 提案事例

※「吐出圧力の調整」を提案した17事業所の平均年間削減金額

【現状の課題】

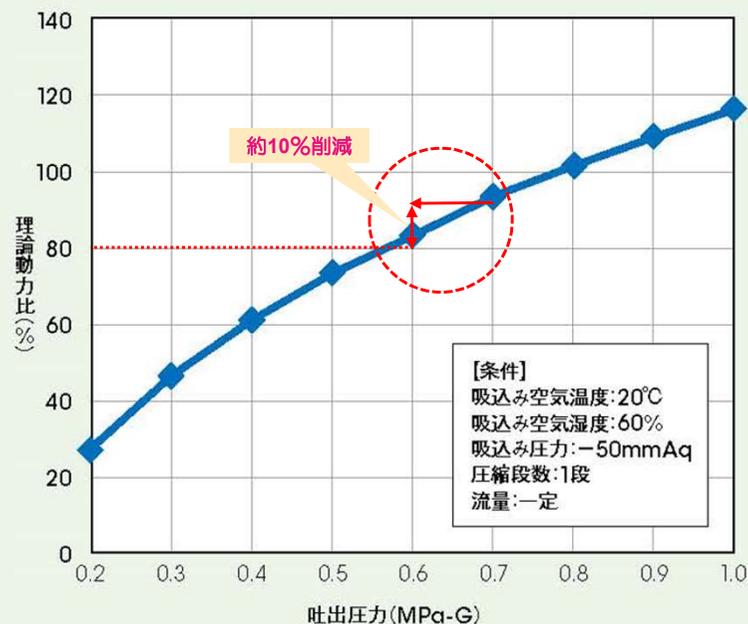
吐出圧力0.7MPaに設定されている。



【対策】

吐出圧力0.1MPa下げ、0.6MPaに設定する。

図Ⅲ-7-1 コンプレッサの吐出力と消費動力(理論動力比)



出展：令和6年度版中小規模事業所の省エネルギー対策・再生可能エネルギー活用テキスト

提案事例：【エネルギーの計測・管理】 契約電力の見直し

年間削減金額

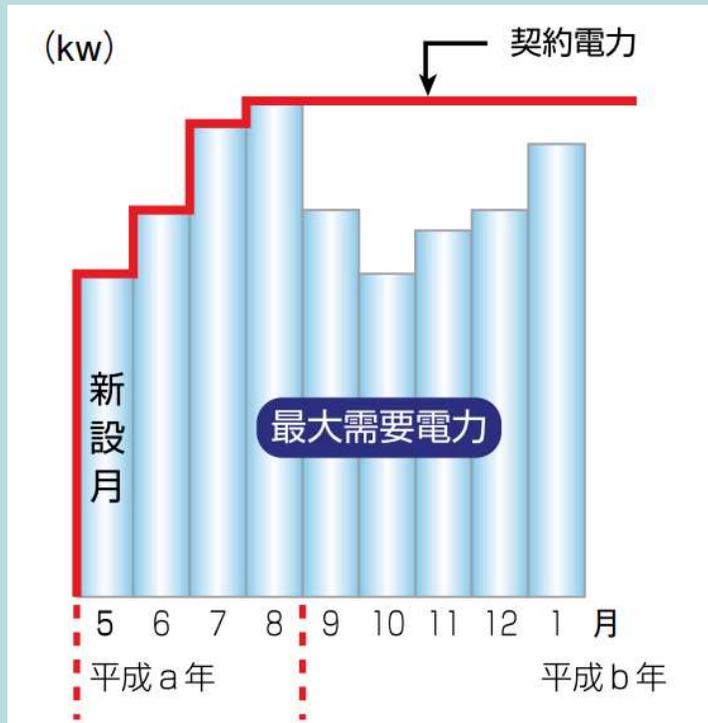
約15万円

● 提案事例

※「デマンド監視装置の有効活用」を提案したA事業所の年間削減金額

【現状の課題】

最大電力が127kWとなっている。



【対策】

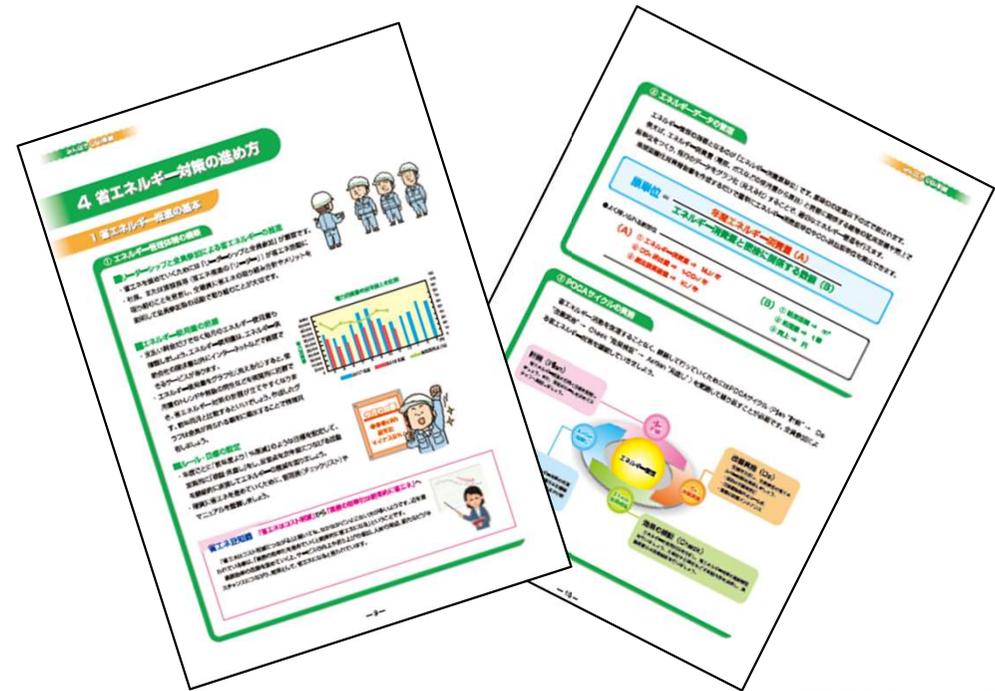
最大電力を10kW低減し、117kWとする。

- 始業時に設備の同時起動を避ける。
- デマンドが発生しそうな場合は、予め停止する設備を決定する。
- デマンド監視装置の設置を検討する。



● 産業廃棄物中間処理施設の省エネルギー対策テキスト

産業廃棄物処理施設の特徴に適した省エネルギー対策をまとめたテキストを作成しております。事業所での省エネの取り組みの参考にご活用ください。



クール・ネット東京のHPからダウンロード頂けます。
(PDF : 8.76MB)



<https://www.Tokyo-co2down.jp/assets/company/seminar/type/text/recycle.pdf>



11. 産業廃棄物処理業の 将来に大切なこと

11) 産業廃棄物処理業の将来に大切なこと

アジェンダ2030 持続可能な開発目標 (SDGs) Agenda2030 the Sustainable Development Goals

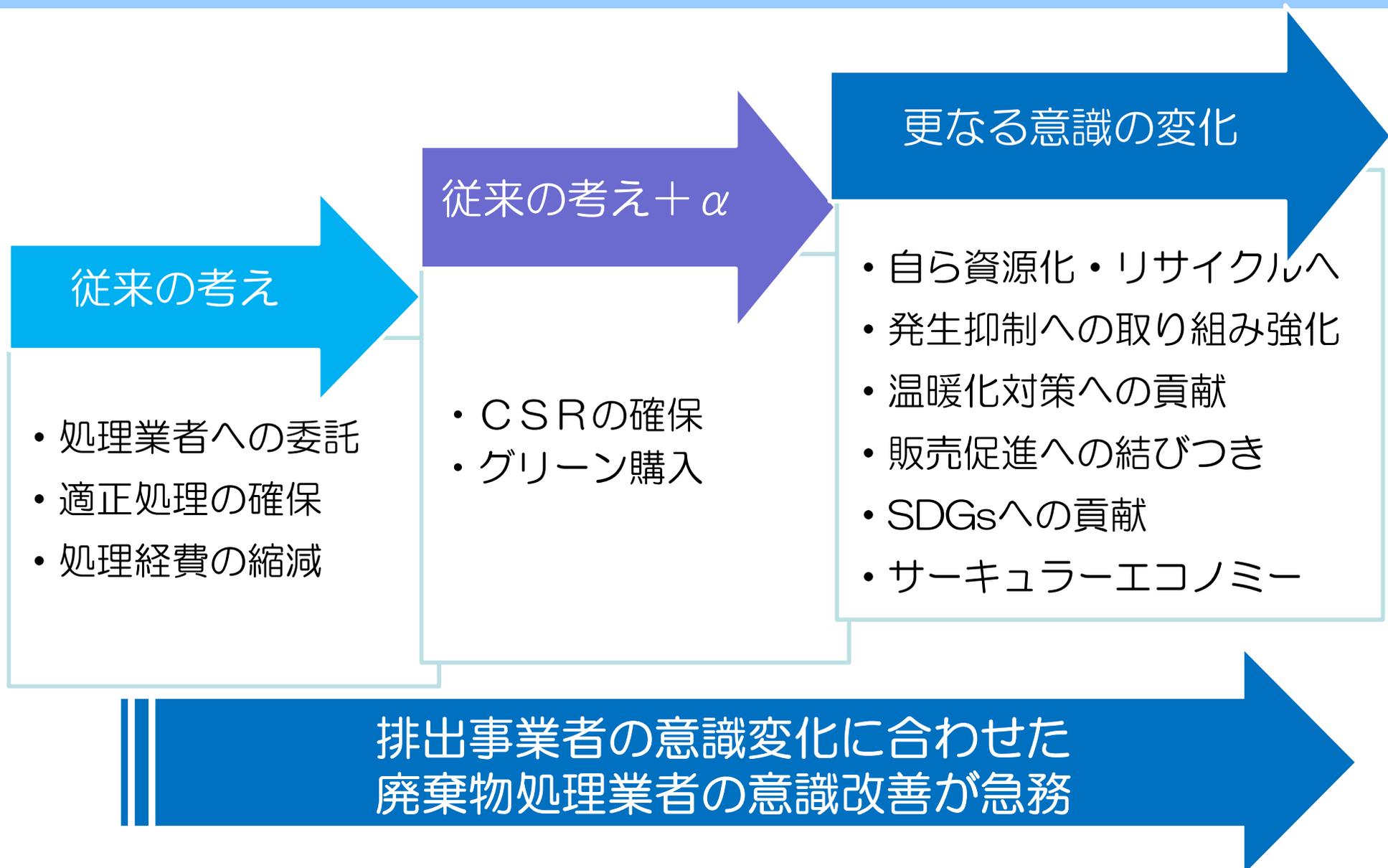
2015年9月 全国連加盟国 (193国) により採択
誰一人取り残さないとの誓いのもと、2030年を期限とする
17の持続可能な開発のための目標が定められた。



SDGs 及びターゲットは統合され不可分のもの

11) 産業廃棄物処理業の将来に大切なこと

排出事業者の意識変化



産業廃棄物処理業界の発展への期待

産業廃棄物処理業界は、「環境を守り、産業を支える」との重大な社会的使命を担い、排出者が処理責任を全うするための重要な役割を果たす**社会インフラ**である。適正処理推進と循環型社会構築という重責を担っており、地域産業として存立しつつ、**循環資源や再生可能エネルギーの供給等の新たな役割**を果たすことが求められている。

産業廃棄物処理業の発展への期待 = 「国民生活を支える社会インフラ」

① 産業廃棄物処理業者のミッション

- ◇ 産業廃棄物処理業界は、「環境を守り、産業を支える」という重大な社会的使命を担い、**排出者が処理責任を全うするための重要な役割**を果たす重要な社会インフラであり、**適正処理の推進と循環型社会構築**を担っている。

② 新たに求められている役割

- ◇ 循環資源や再生可能エネルギーの供給を担う**環境ビジネスとしての確立**や、我が国GDPの拡大に資する**成長産業としての競争力強化**、資源生産性や再資源化率等の向上に向けた**グリーン・イノベーション**の原動力としての役割を果たす必要がある。

③ 「地域産業」としての存立

- ◇ 国内外での適地生産による生産性向上が可能な製造業などとは異なり、周辺住民等からの理解を得ながら共生を図るべき地域産業であり、「**地域との共生**」はその**成立要件**とも言える。
- ◇ 車両の集積や施設の運転管理に伴って**潜在的に生じる環境負荷を低減**しつつ、**積極的に情報公開**を行い、地域社会の一員として**社会貢献活動等**にも取り組んでいくことが望ましい。

出典：環境省「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言（概要版）」（平成29年5月）

11) 産業廃棄物処理業の将来に大切なこと

第五次循環型社会形成推進基本計画（1）

計画の構成



5つの柱（重点分野）

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

出典：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画（概要）」（令和6年8月）

11) 産業廃棄物処理業の将来に大切なこと

第五次循環型社会形成推進基本計画（2）

重点分野2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

国の取組

- ▶ 新たな成長の鍵となる、製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業等との事業者間連携（動静脈連携）を通じて、市場に新たな価値を創出
 - 廃棄物等バイオマスの素材や燃料（SAF等）としての利活用、研究開発や設備導入支援 → 2030年時点、燃料使用量の10%をSAFに置き換え（航空運送事業者）
 - 建築物等の分別解体・再資源化の徹底・高度化と需要拡大のための取組の推進、住宅インフラの長寿命化の推進
 - 諸外国の動向も踏まえたサステナブルファッションの推進、衣類の資源循環推進のための技術開発 → 家庭から廃棄される衣類の量を2030年度までに2020年度比で25%削減
 - 環境配慮設計やAI・機械化等による再資源化の高度化と自動車等への再生材供給拡大
 - 太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進するための、引渡し及び引取りが確実に実施されるための新たな仕組みの検討 → 施行から3年の間に100件以上の認定
 - 食品循環資源の飼肥料利用の促進
 - 再資源化事業等高度化法に基づき、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進
- ▶ 「循環経済パートナーシップ（J4CE）」や「サーキュラーパートナーズ」を活用した資源循環のための事業者間連携の取組促進
- ▶ 各種リサイクル法に基づく取組の着実な実施 → プラスチック再生利用量とレアメタル等の金属のリサイクル原料の処理量を2030年度までに倍増
- ▶ 循環経済関連ビジネスの市場規模を現在の50兆円から2030年までに80兆円以上、2050年までに120兆円
- ▶ 2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充等や整理を行うとともに、天然資源由来の製品との価格比較で普及が困難なりサイクル製品等の初期需要創出に貢献

出典：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画（概要）」（令和6年8月）

11) 産業廃棄物処理業の将来に大切なこと

第五次循環型社会形成推進基本計画（3）

重点分野4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

国の取組

- 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）等を通じた技術開発と、情報流通基盤の整備
- 環境教育等促進法に基づく取組推進、人や社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及啓発を促進
- 廃棄物処理システムの強靱化・集約化・広域化・脱炭素化
 - ・地域における廃棄物処理の広域化・集約的な処理、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入する取組の促進
 - ・熱回収の高度化やCCUS等の技術開発の推進
 - ・災害廃棄物等を円滑・迅速に処理できる広域連携体制の構築
- 環境対策が不十分なヤードへの対応として、スクラップの適切な管理や廃棄物の適正処理に向けた対策を講じる
- 廃棄物・資源循環の専門人材等の育成・確保の強化・検討
- 災害廃棄物分野の人材育成・訓練、災害廃棄物処理計画の点検・見直しなど実効性向上に向けた取組への支援
- 化学物質を含有する廃棄物等の有害性の評価や、**適正処理に関する技術の開発・普及**
- 除去土壌等について放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針等に基づき、引き続き適正かつ安全に処理

指標

指標名		数値目標【目標年次】
1) 最終処分場の残余容量・残余年数	一般廃棄物最終処分場	2020年度の水準（22年分）を維持【2030年度】
	産業廃棄物最終処分場	2020年度の水準（17年分）を維持【2030年度】
2) 不法投棄・不適正処理量等		-
3) 産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率		75%【2030年度】
4) 災害廃棄物対策の備えに関する指標	災害廃棄物処理計画策定率	都道府県100%、市町村100%【2030年度】
	災害廃棄物に係る教育・訓練実施率	都道府県100%、市町村60%【2030年度】
	災害廃棄物処理計画における水害の想定率	市町村60%【2030年度】

赤字：第5次計画で新たに追加・拡充された指標

出典：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画（概要）」（令和6年8月）

11) 産業廃棄物処理業の将来に大切なこと

第五次循環型社会形成推進基本計画（4）

地方創生・質の高い暮らし

◆ 地域経済の活性化・魅力ある地域づくり ライフスタイル転換

- 地域特性を活かした資源循環モデル創出やネットワーク形成を主導できる中核人材の育成
- レアメタルを含む小型家電等の回収率向上
- 「質」を重視した建設リサイクルの推進
- 農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、下水汚泥資源の肥料活用
- 長く使える住宅ストックの形成、インフラの長寿命化の推進
- リユース・リペア等新たなビジネスの展開支援
- 食品ロス削減、サステナブルファッション推進、使用済紙おむつのリサイクルへの支援

産業競争力強化・経済安全保障

◆ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環・再生材の利用拡大 (循環経済関連ビジネスの市場規模を2030年80兆円、2050年120兆円)

- 再資源化事業等高度化法の円滑な施行や産学官のプラットフォームの活用による製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業の連携強化
- 廃棄物再資源化への機械化・AI導入等による高度化・供給拡大支援

➢ 太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組み構築

- 国内外の資源循環ネットワーク拠点の構築や資源循環の拠点港湾の選定・整備の推進

◆ 国際的な資源循環体制を構築することで資源制約を克服

- G7等の国際的な場において循環経済のルール形成をリード
- ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築
- 金属スクラップの不適正な国外流出を抑制
- ASEAN諸国等へ廃棄物管理・リサイクル分野の制度・技術等支援、インフラ輸出の促進

カーボンニュートラル ネイチャーポジティブ

◆ 製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献 (資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能)

◆ 天然資源消費量を抑制し地球規模の環境負荷低減

政府全体で一体的に取り組み、「同心円」の考え方で循環経済への移行を実現

出典：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画（概要）」（令和6年8月）

産業廃棄物処理業の重要性

産業廃棄物処理業は・・・

●3R、資源有効活用などの循環型社会への貢献

●資源保護、地球環境保全への寄与

⇒社会からの期待と使命

東京都は・・・ 循環型社会の形成を推進

その第1の担い手が皆さん！！



令和7年度 産業廃棄物処理業者向け講習会



ご静聴ありがとうございました